

good education



第二期東海村 子ども・子育て支援事業計画

for smile



令和2年3月
東海村

はじめに

本村では、平成 27 年 3 月に保護者の皆様のご家庭の事情に関わらず、すべての子どもが等しく質の高い幼児期の教育・保育を受けられる環境の充実を目指して「東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援事業の総合的な推進に努めてきたところです。

その中で、共働き家庭の増加や、核家族化といった社会の変化に対応するため、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない包括的な相談・支援の実現を目指す取り組み「とうかい版ネウボラ」を開始するため、子育て世代包括支援センター「はぐくみ」を開設し、妊娠・出産・子育てに関わる悩みや不安に寄り添い、支援しております。

また、子育てと就労の両立を支援するため、小学校就学前の教育・保育と家庭の子育て支援の一体的・総合的提供を図る認定こども園をはじめ、放課後児童クラブや病児・病後児保育施設の新たな整備により、多様化する子育てのニーズに対応してまいりました。

今般、新たに策定いたしました「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」では、待機児童の早期解消と将来を見据えた必要な保育の量を確保するための緊急対策としまして、民間小規模保育事業所の開設や臨時的な公立保育所の整備を進めております。

また同時に、保育を支える人材の確保のため、保育士の就労・復職支援、離職防止及び保育士という職業の魅力発信を実施しています。

引き続き、村民の皆様をはじめ、教育・保育関係機関の皆様との連携・協働により、「誰一人取り残さない」という SDGS の理念の基、多様化する子育てニーズに対応し、より一層安心して出産・子育てができる環境づくりを推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたり貴重な御意見・御提言を賜りました東海村子ども・子育て会議の皆様をはじめ、「子育て支援に関するアンケート調査」や「パブリック・コメント」にご協力いただきました村民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

東海村長 山田 修



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間と位置づけ	2
3 計画の策定体制等	3
第2章 東海村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
1 人口と世帯の状況	4
2 婚姻・出産等の状況	8
3 就業の状況	11
4 教育・保育事業の状況	13
5 アンケート調査	18
6 第一期計画における成果の振り返り	33
7 第二期計画における主要課題	34
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念と体系	35
2 東海村の人口と児童数の将来推計	37
3 教育・保育提供区域の設定	38
4 幼児教育・保育の無償化	40
5 第二期計画における成果指標と目標値	41
第4章 幼児期の教育・保育の確保	42
1 1号認定【3-5歳】	43
2 2号認定【3-5歳】	44
3 3号認定【0-2歳】	45
第5章 子ども・子育て支援の展開	49
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	49
2 その他の子ども・子育て支援事業	67

第6章 計画の推進	79
1 計画の周知・広報	79
2 教育・保育環境の充実に向けた施策の推進	79
3 計画の進行管理	80
資料編	81
1 計画策定の経過	83
2 東海村子ども・子育て会議条例	85
3 東海村子ども・子育て会議委員	87
4 諮問書	88
5 答申書	89

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

— 子育てをめぐる現状と課題 —

近年、わが国における少子化は急速に進行しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

国内の経済状況は一時期より好転したものの、非正規雇用の問題は特定の年代に残存しつづけているほか、解消しない待機児童の問題などにより、本来の希望する働き方や結婚や出産をあきらめらる人もいます。さらに、子育て家庭をみても、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人は少なくありません。

家庭を築き、子どもを産み育てたい人の希望が叶う、そして、子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

— わが国の子ども・子育て支援施策 —

こうした子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24（2012）年に成立した「子ども・子育て関連3法」による新たな制度により、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

しかしながら、その後も全国的には依然として待機児童が発生し続けており、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の前倒し実施、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も国県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

— 「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」の策定 —

本村においては、平成27年3月に「第一期東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の確保を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進してきました。さらに、計画期間の中間年である平成29年度には、より実状に即した事業等の展開を図るため、各事業等の見込みや確保方策について平成31年度までの見直しを行いました。

しかしながら、それでもなお村内においては保育定員が不足し、待機児童が発生している状況にあります。そのような第一期計画の到達点を検証し、更なる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本計画に基づき、村が教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量を充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進します。

2 計画の期間と位置づけ

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第5次総合計画					第6次総合計画				
第一期子ども・子育て支援事業計画					第二期子ども・子育て支援事業計画				

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、市町村等では任意で策定する計画となりましたが、本村では本計画を、市町村行動計画の内容を含めた計画としています。

また、本村のまちづくりの最上位の計画である「東海村第6次総合計画」のアクションプランとしても位置づけるとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略，地域福祉計画，障がい福祉計画，健康づくり推進計画，教育振興基本計画等の関連する他の計画との調和を図るものです。

3 計画の策定体制等

(1) 子ども・子育て会議

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「東海村子ども・子育て会議」を設置し、保護者や子ども・子育て支援事業の従事者、地域で子育て支援に携わる方々、保健・福祉・教育関係者、学識経験者などの委員の方々から、計画内容についてご意見をいただきました。

(2) アンケート調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

【実施概要は、第2章第5項を参照】

(3) パブリックコメント

「東海村子ども・子育て会議」で審議された計画案については、令和2年1月15日から令和2年2月14日まで、村のホームページ等で公表し、広く村民の方々から意見を募集しました。

第2章 東海村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

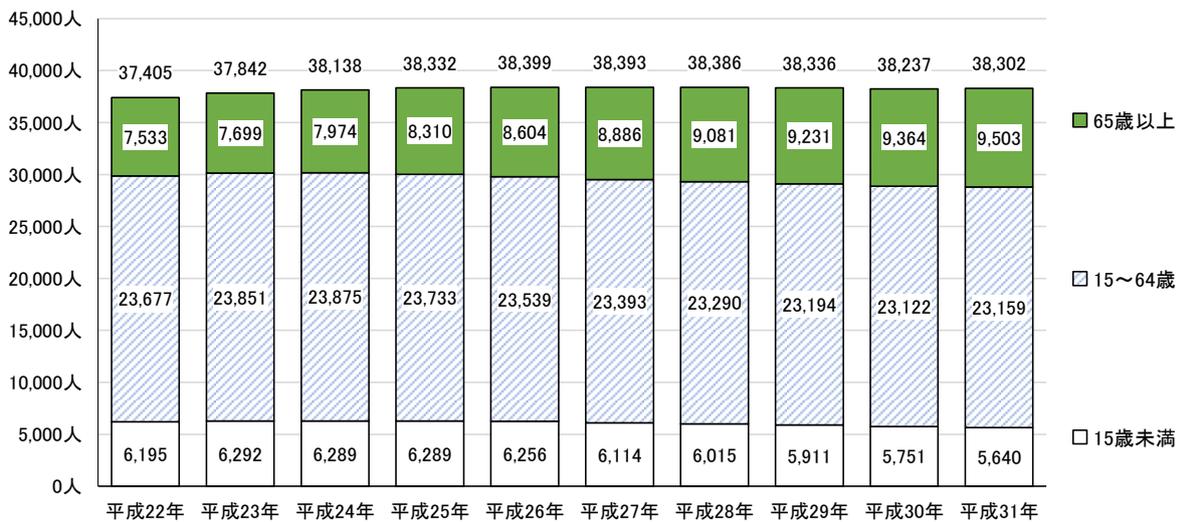
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

平成22年からの10年間の本村の人口推移をみると、緩やかな増加から横ばいで推移しており、平成31年4月1日現在の人口は38,302人となっています。

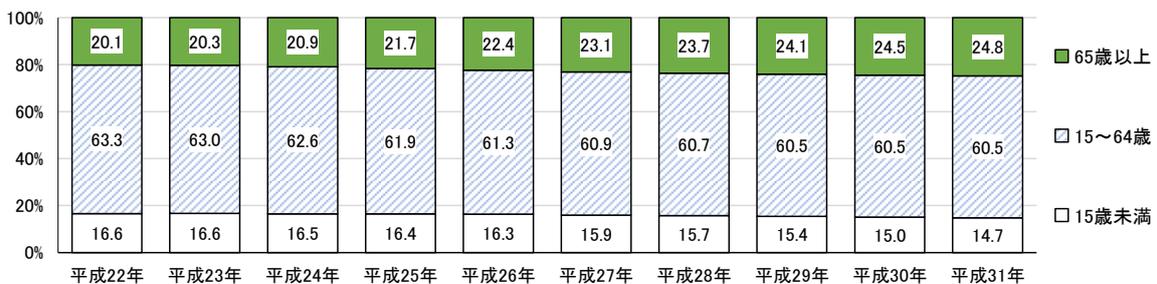
年齢3区分人口の推移をみると、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口割合は横ばい、15歳未満の年少人口が減少傾向で推移しており、徐々に少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分人口構成比の推移

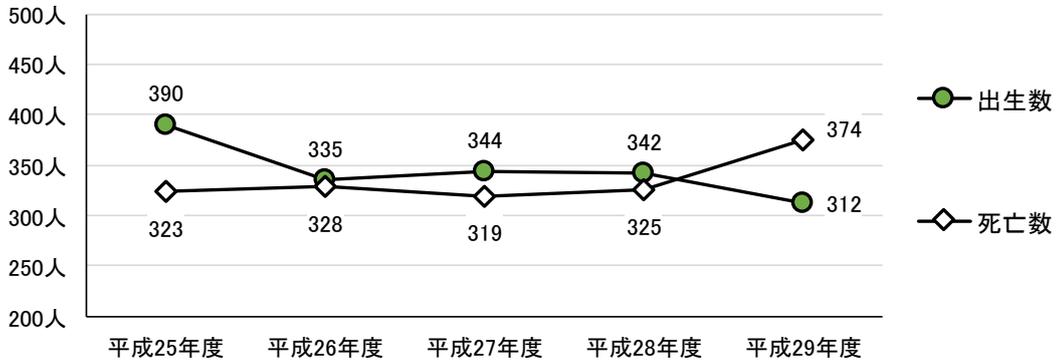


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 自然動態

本村の出生数及び死亡数の推移をみると、平成28年度まで出生数が死亡数を上回る自然増の傾向にありましたが、平成29年度では死亡数が出生数を上回っています。

■ 出生数及び死亡数の推移

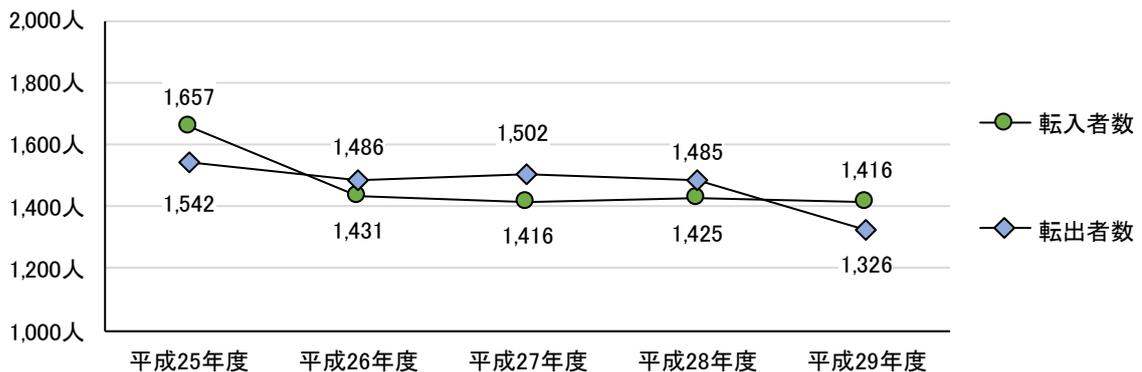


資料: 茨城県人口動態統計

(3) 社会動態

本村の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数は平成25年度をピークに年々減少しています。転出者数は減少を繰り返しています。

■ 転入者数及び転出者数の推移

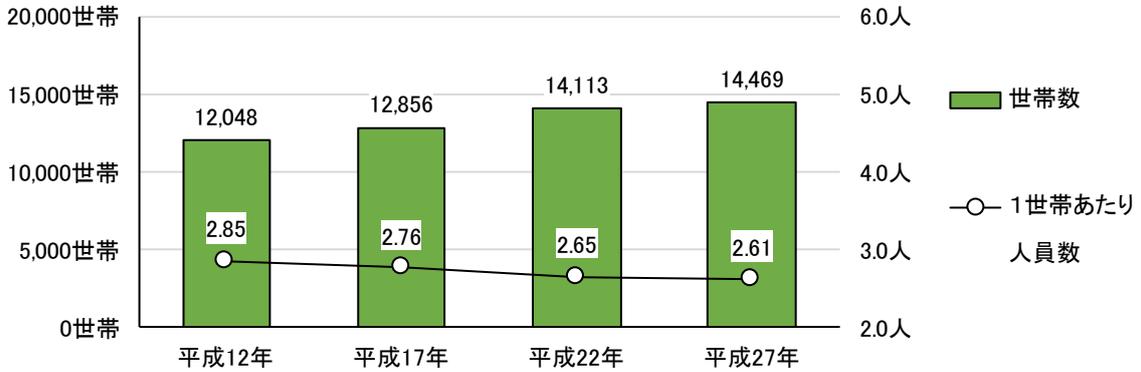


資料: 茨城県常住人口調査

(4) 世帯数

本村の世帯数は、年々増加しており、平成27年では14,469世帯となっています。
 一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいる状況にあります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移

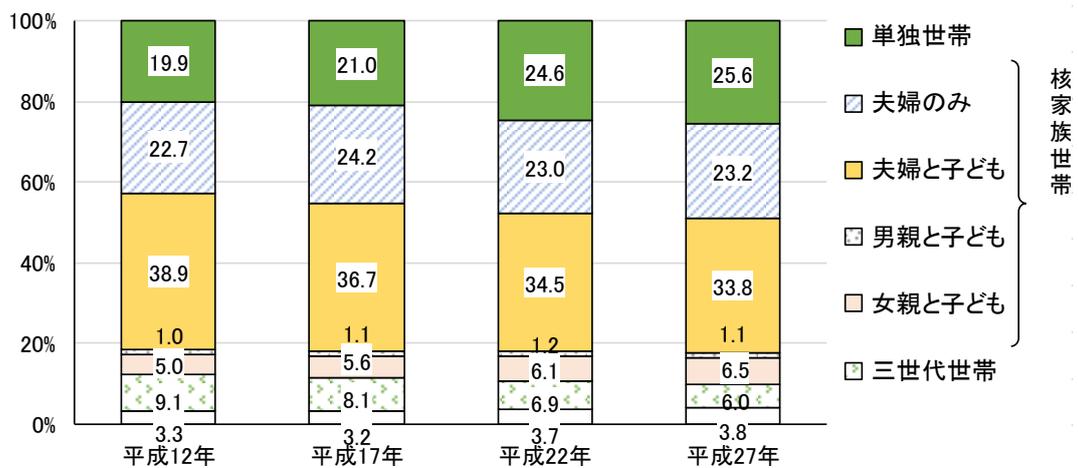


資料:国勢調査

(5) 世帯類型

本村の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯のうち、夫婦のみ世帯が年々増加しています。
 核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

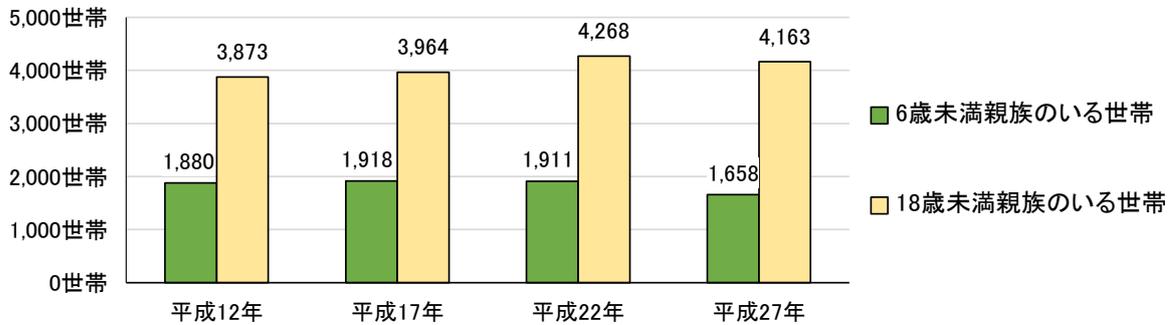


資料:国勢調査

(6) 子どもがいる世帯数

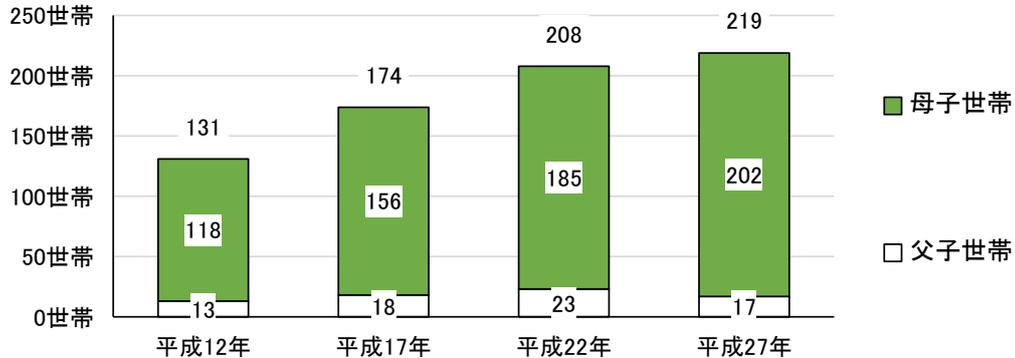
子どもがいる世帯数の推移をみると、近年、減少傾向に転じており、平成27年では6歳未満親族のいる世帯は1,658世帯、18歳未満親族のいる世帯は4,163世帯となっています。

■子どもがいる世帯数の推移



また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯については増加傾向にあり、平成27年では母子世帯202世帯、父子世帯17世帯の計219世帯となっています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

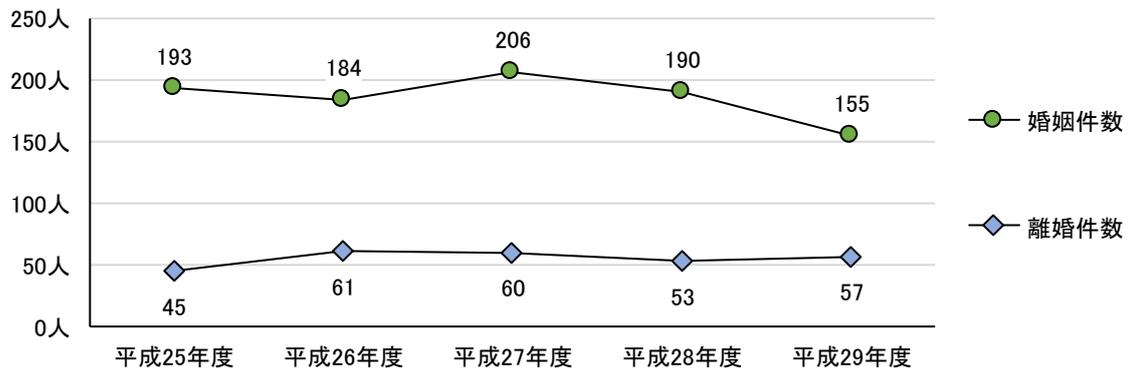
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本村の婚姻件数は平成28年度から減少が続いており、平成29年度では155件となっています。

また、離婚件数は増加、減少を繰り返し、平成29年度では57件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



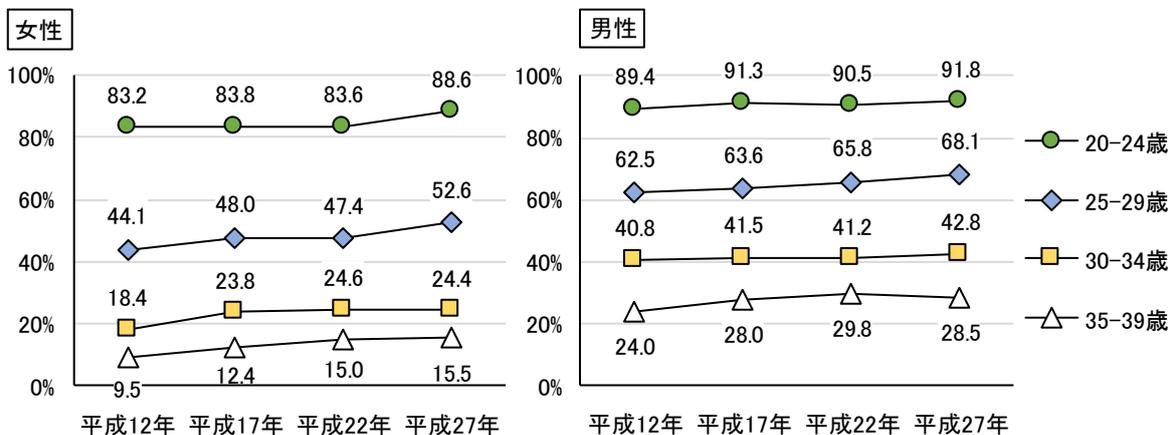
資料: 茨城県人口動態統計

(2) 未婚率

男女ともに低い年代ほど未婚率は高く、高い年代ほど未婚率は低くなっています。

女性の未婚率については、20歳代後半から30歳代の未婚率の増加幅が大きく、平成12年から平成27年の15年間で25~29歳が8.5ポイント増加、30~34歳、35~39歳いずれも6.0ポイント増加しています。一方、男性の未婚率については、女性に比べると緩やかな増加傾向にあると言えます。

■未婚率の推移

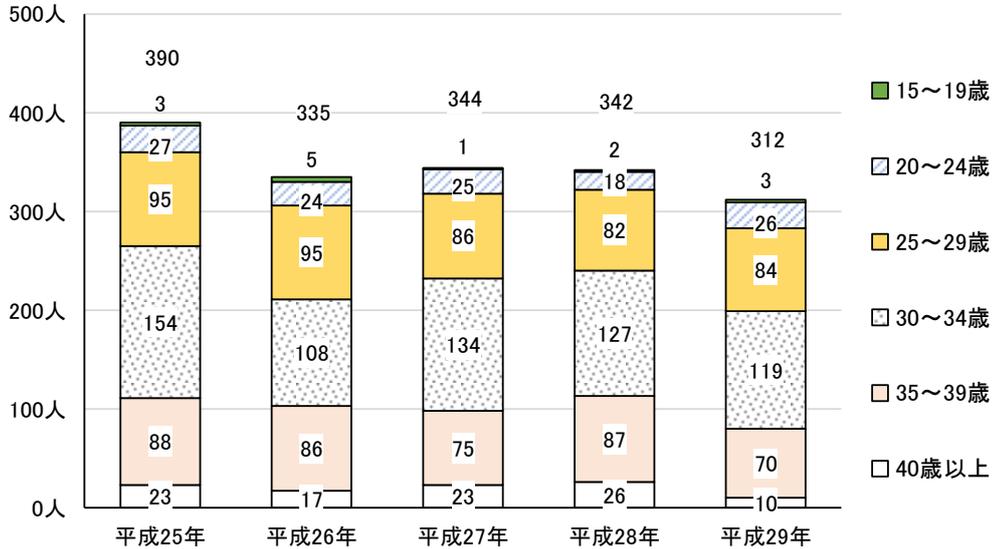


資料: 国勢調査

(3) 出生数

本村の出生数は減少傾向にあり、平成29年は312人となっています。

■母親の年齢別出生数の推移



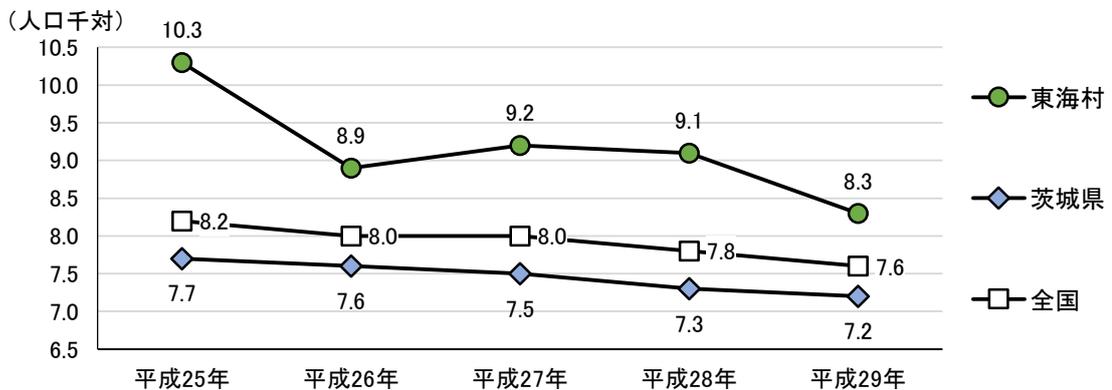
資料：茨城県保健福祉統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 出生率

① 出生率の推移

本村の出生率は、平成25年から平成28年までは、全国・茨城県の数値を上回っていましたが、平成29年では、8.3と全国の数値と同じ水準にまで低下しました。

■出生率の推移



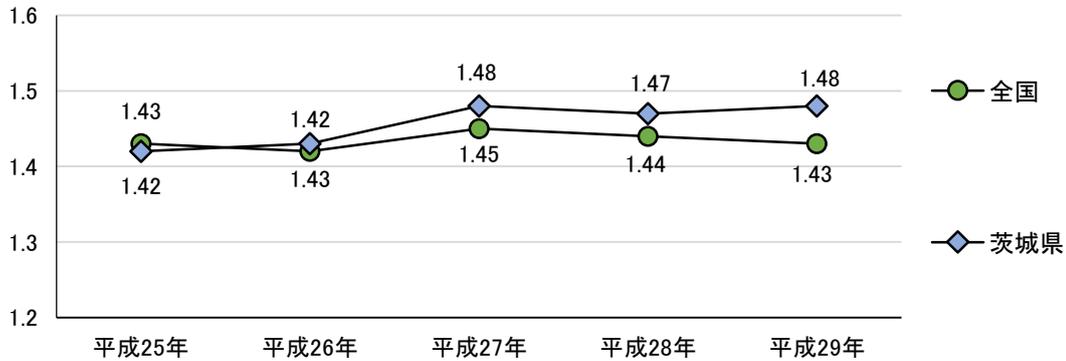
資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの（人口千対）。

② 合計特殊出生率の推移

全国と茨城県の合計特殊出生率の推移をみると、平成25年においては全国の数値が県を上回っていますが、それ以外の年についてはいずれも茨城県が、全国の数値を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

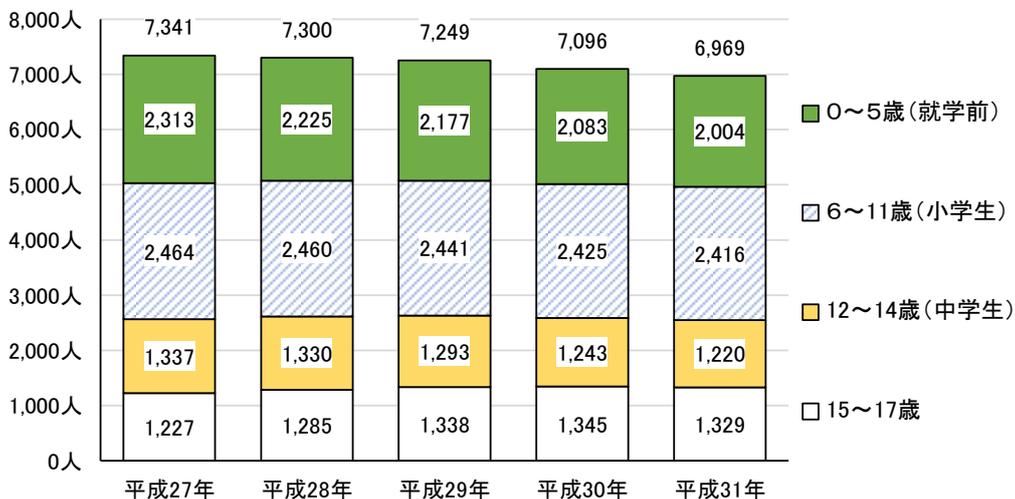
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

(5) 児童数

本村の18歳未満の児童数は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在で6,969人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は2,004人、6～11歳の児童数（小学生）は2,416人、12～14歳の児童数（中学生）は1,220人、15～17歳の児童数は1,329人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

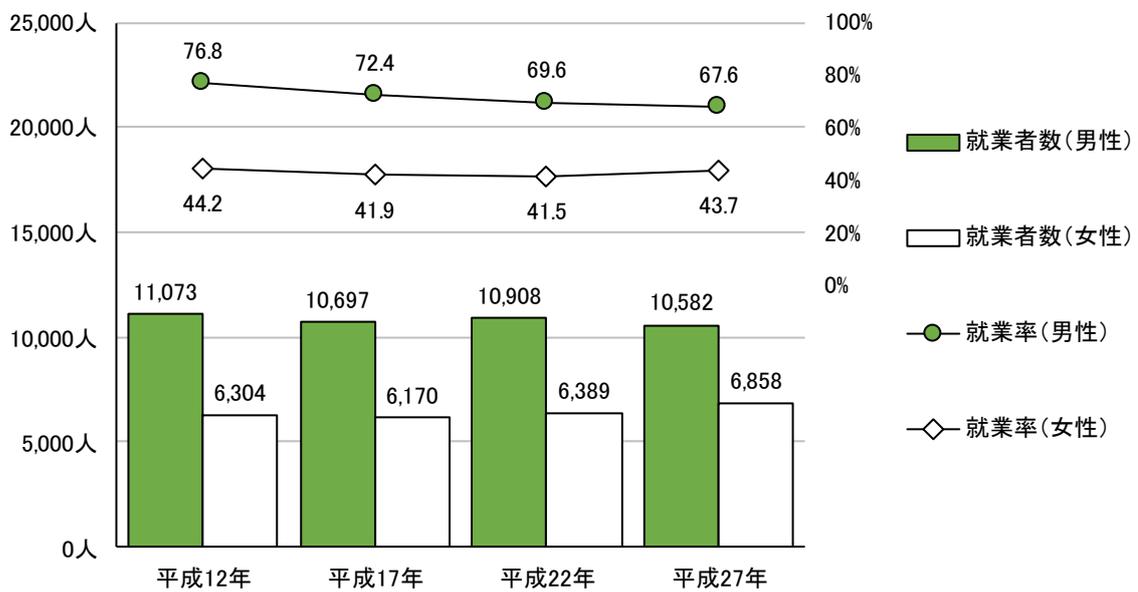
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本村の就業者数は、男性は年々減少していますが、女性は平成22年以降上昇しており、平成27年では6,858人となっています。

また、就業率は、男性、女性ともに年々低下していましたが、女性は平成27年に上昇し43.7%となっています。男女間の就業率の差が縮小してきている状況です。

■就業者数の推移



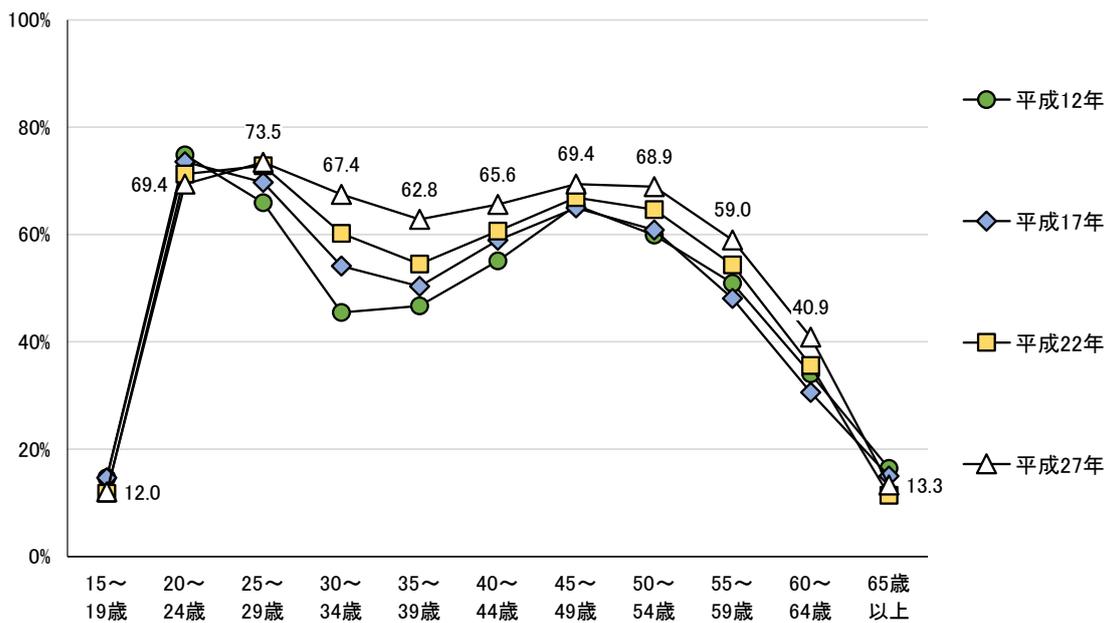
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

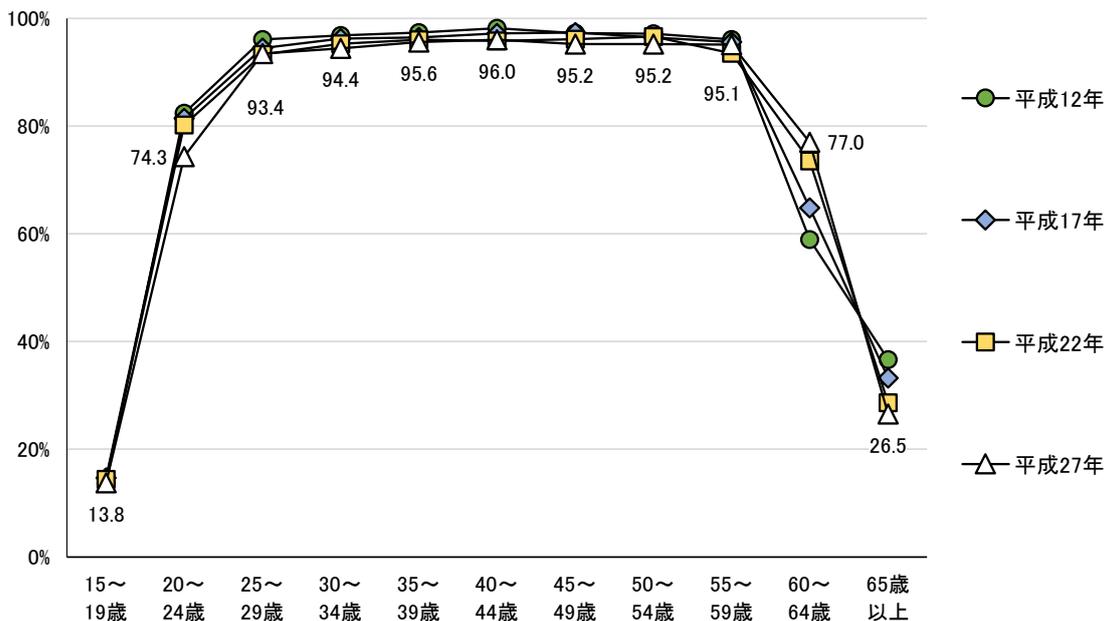
年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

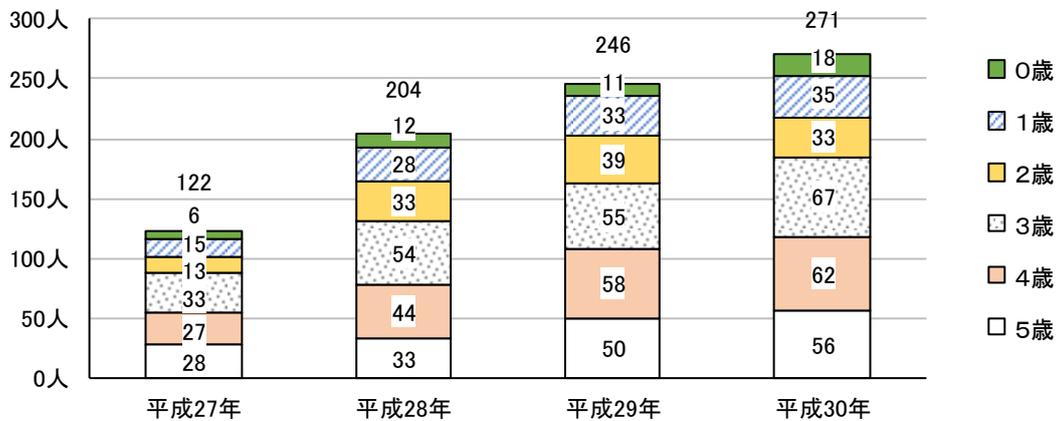
4 教育・保育事業の状況

(1) 幼保連携型認定こども園在園児童数

幼保連携型認定こども園は、平成31年4月1日現在、村内に公立1か所、私立2か所の計3か所あります。

認定こども園の在園児童数は施設の増設も伴い年々増加し、平成30年5月1日現在における在園児童数は271人となっています。年齢別の在園児童数をみると、認定こども園が初めて設置された平成27年以降、ほぼすべての年齢で増加しています。

■ 村内認定こども園（幼保連携型）の在園児童数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■ 村内認定こども園の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	1箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
定員	140人	270人	275人	295人	300人

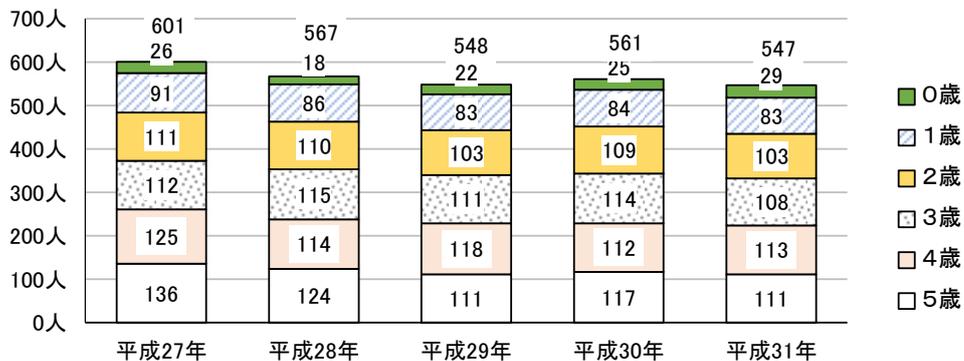
資料：東海村子育て支援課（各年4月1日現在）

(2) 認可保育所入所児童数

認可保育所は、平成31年4月1日現在、村内に公立2か所、私立4か所の計6か所あります。

本村の認可保育所の入所児童数（広域入所含む）は、緩やかな減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在の入所児童数は547人となっています。

■村内認可保育所の入所児童数の推移



資料：東海村子育て支援課（各年4月1日現在）

■村内認可保育所の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
定員	580人	580人	580人	593人	593人

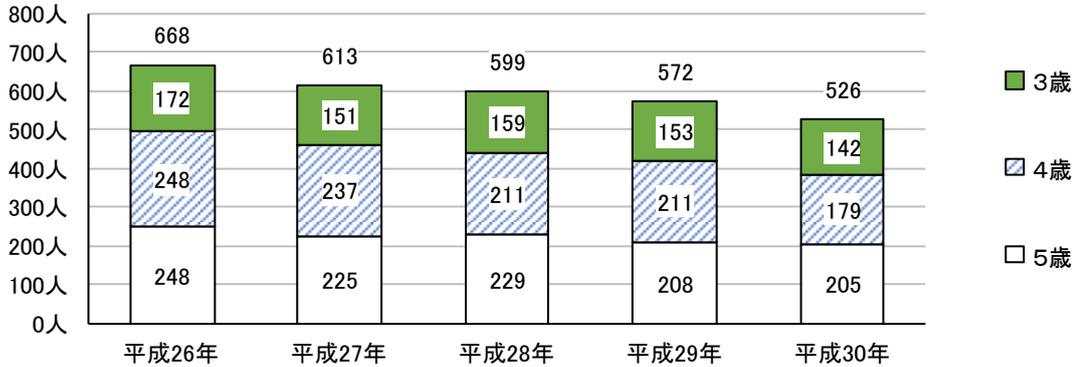
資料：東海村子育て支援課（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園在園児童数

幼稚園は、令和元年5月1日現在、村内に公立4か所、私立1か所の計5か所あります。

幼稚園の在園児童数は年々減少しており、平成30年5月1日現在における在園児童数は、3歳児が142人、4歳児が179人、5歳児が205人の計526人となっています。

■ 村内幼稚園の在園児童数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■ 村内幼稚園の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
定員	690人	690人	690人	690人	690人

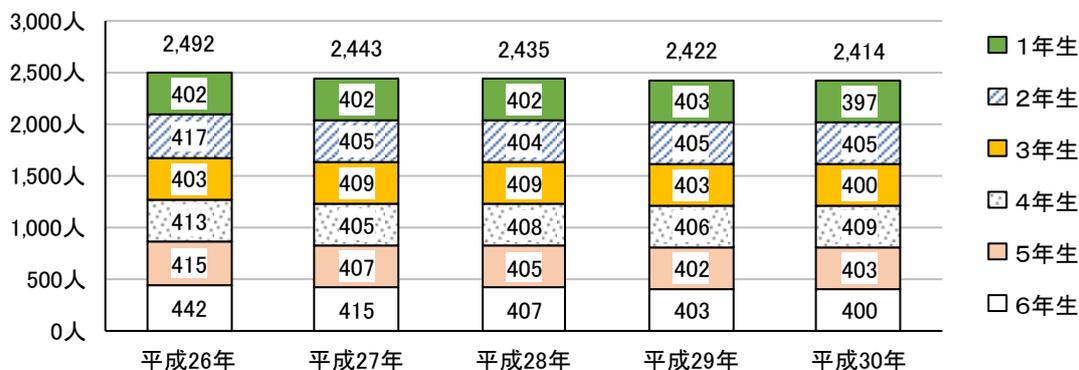
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 小学校児童数

小学校は、村内に6校あります。

小学校児童数は年々減少しており、平成30年5月1日現在では2,414人となっています。

■ 村立小学校の児童数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■ 村立小学校の状況

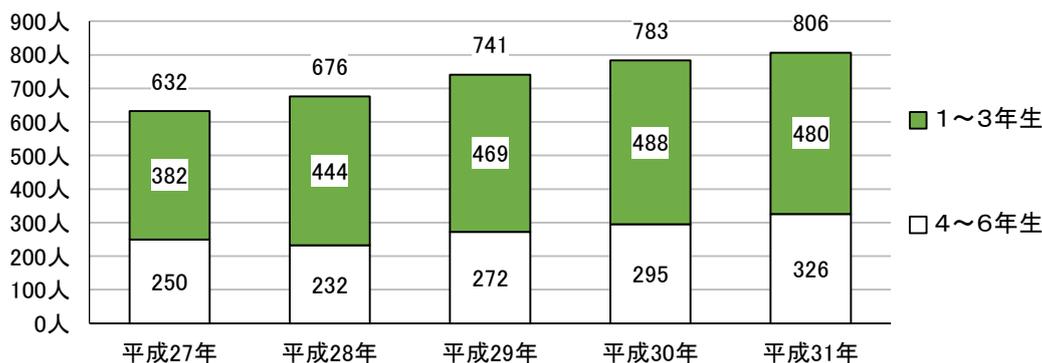
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
学校数	6校	6校	6校	6校	6校
学級数	98学級	102学級	101学級	98学級	98学級

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(5) 放課後児童クラブの利用者数

本村の放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、平成31年では806人となっています。

■ 放課後児童クラブ（学童保育）の利用児童数の推移



資料：東海村子育て支援課（各年4月1日現在）

■ 村内放課後児童クラブ（学童保育）の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
放課後児童クラブ数	9クラブ	10クラブ	10クラブ	10クラブ	10クラブ

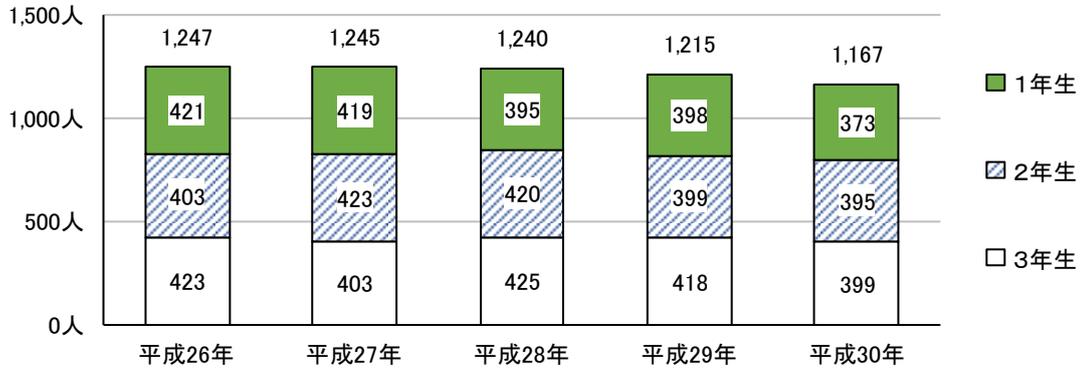
資料：東海村子育て支援課（各年4月1日現在）

(6) 中学校生徒数

中学校は、村内に2校あります。

中学校生徒数は、年々減少しており、平成30年5月1日現在、1,167人となっています。

■ 村立中学校の生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■ 村立中学校の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
学 校 数	2 校	2 校	2 校	2 校	2 校
学 級 数	42 学級	42 学級	41 学級	41 学級	41 学級

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査

(1) 実施概要

調査の目的	保護者の就労状況や子育ての実情，教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し，教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ，得られた調査結果を計画に反映させる
調査対象	平成30年12月末日現在，本村在住の0歳から6歳までの就学前児童の保護者
サンプル数	1,500件 (児童の年齢，居住地区等の構成比を考慮した上で調査対象から無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
実施時期	平成31年1月

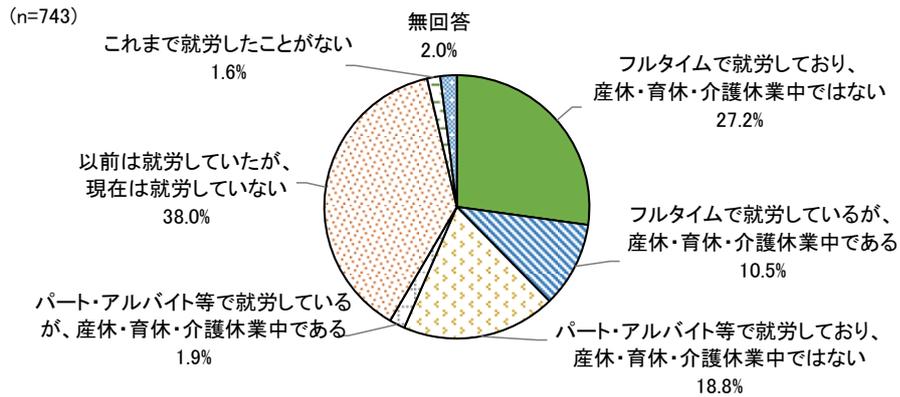
配布数	有効回答数	有効回答率
1,500件	743件	49.5%

(2) 調査結果

① 母親の就労状況

Q 母親の就労状況（1つに〇）

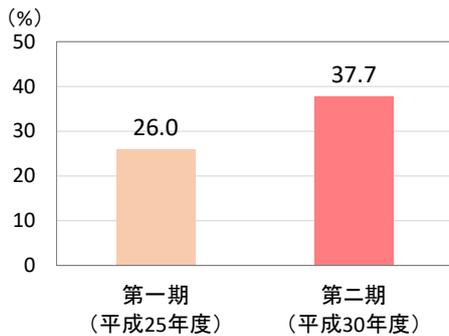
- 就学前児童の母親の約6割が就労しています。
- 就労形態については、フルタイム就労の方が37.7%、パート・アルバイト等の方は20.7%です。
- 12.4%は産休・育休・介護休業中です。



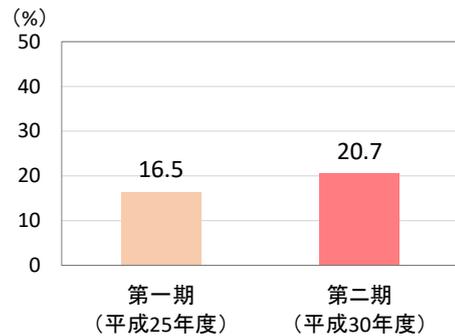
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、フルタイム就労の割合は11.7ポイント、パート・アルバイト就労は4.2ポイント、産休・育休・介護休業中の割合は7.9ポイントそれぞれ増加しています。

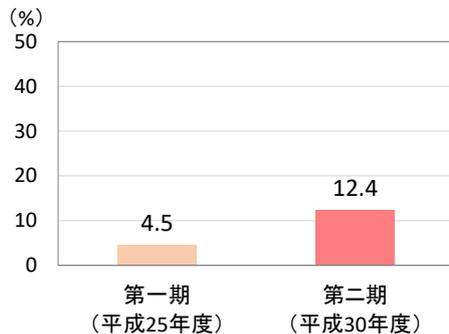
<フルタイム就労>



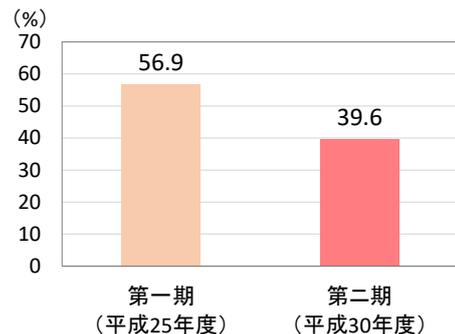
<パート・アルバイト就労>



<産休・育休・介護休業中>



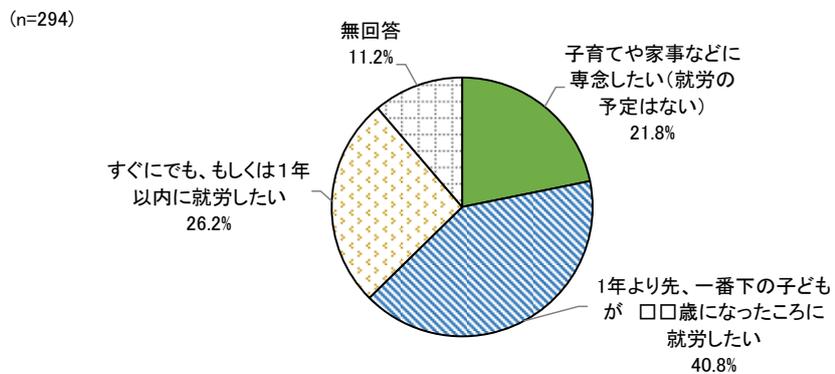
<※就労していない>



② 働いていない母親の就労意向

Q 就労したいという希望はありますか。(1つに○)

●現在就労していない母親の67.0%は、直近もしくは将来的な就労を希望しています。

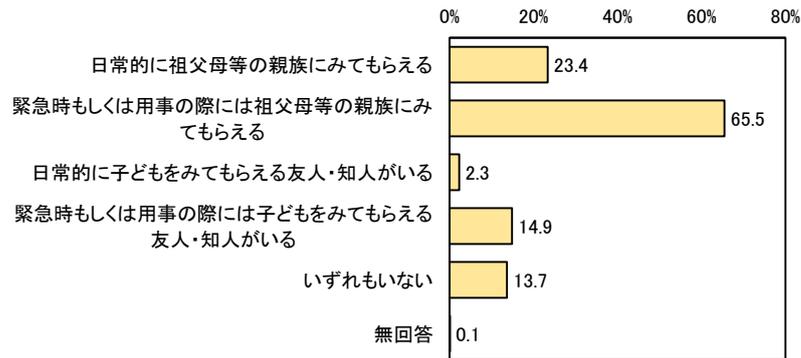


③ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

Q 保育所等施設の利用の有無に関わらず、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまるものすべてに○)

- 日頃、子どもを預かってもらえる親族の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が65.5%で最も多く、以下、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が23.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が14.9%などとなっています。
- 一方、13.7%は「いずれもない」と回答しています。

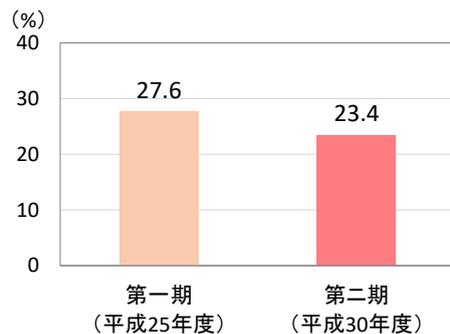
(n=743)



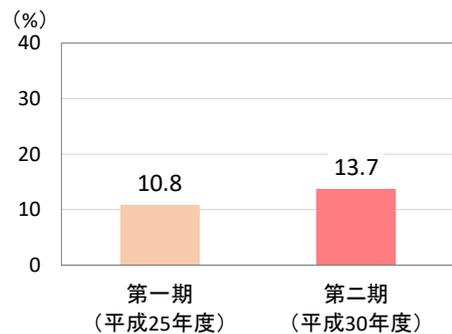
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合は 4.2 ポイント減少し、子どもを預かってもらえる親族・友人・知人「いずれもない」割合は 2.9 ポイント増加しています。

<日常的に祖父母等の親族にみてもらえる>



<いずれもない>

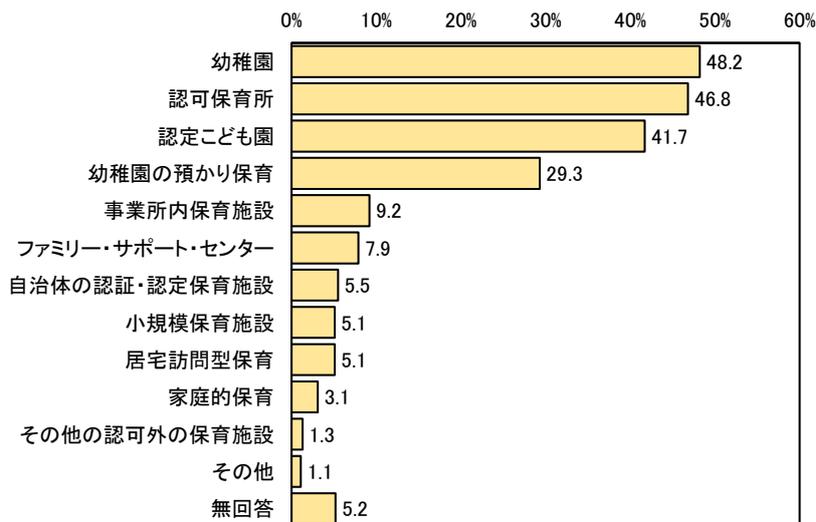


④ 定期的に利用を希望する教育・保育事業

Q 現在の利用状況にかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

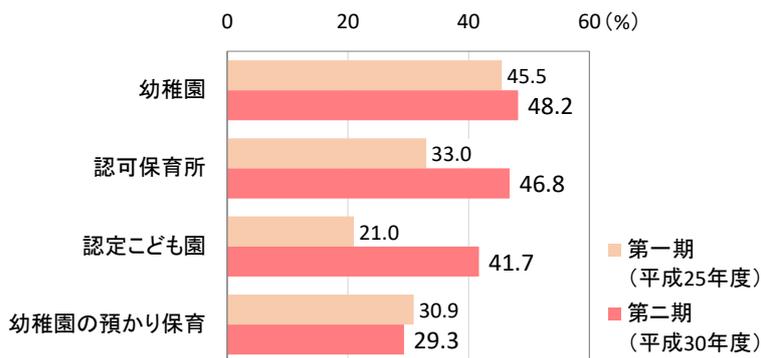
●平日の教育・保育の事業として、定期的に利用したいと考える事業を尋ねたところ、「幼稚園」が48.2%で最も多く、以下、「認可保育所」が46.8%、「認定こども園」が41.7%、「幼稚園の預かり保育」が29.3%、「事業所内保育施設」が9.2%となっています。

(n=743)



【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「認定こども園」が20.7ポイント増、「認可保育所」が13.8ポイント増と、増加幅が目立っています。

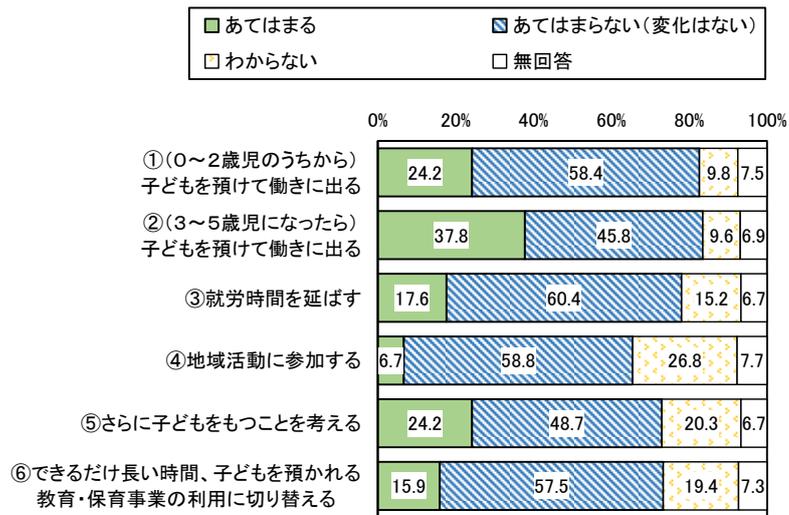


⑤ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合に起こり得る家庭での変化

Q 幼児教育・保育の無償化（3～5歳児の保育所・幼稚園・認定こども園等の利用料の無料化）が実施された場合、あなたの家庭でどのような変化があると思いますか。（それぞれ1つに○）

●アンケートを実施した、平成31年1月の時点で、無償化が実施された場合の家庭での変化について尋ねたところ、「あてはまる」と回答した割合は、「②（3～5歳児になったら）子どもを預けて働きに出る」が37.8%で最も多く、以下、「①（0～2歳児のうちから）子どもを預けて働きに出る」、「⑤さらに子どもをもつことを考える」がいずれも24.2%、「③就労時間を延ばす」が17.6%となっています。

(n=743)

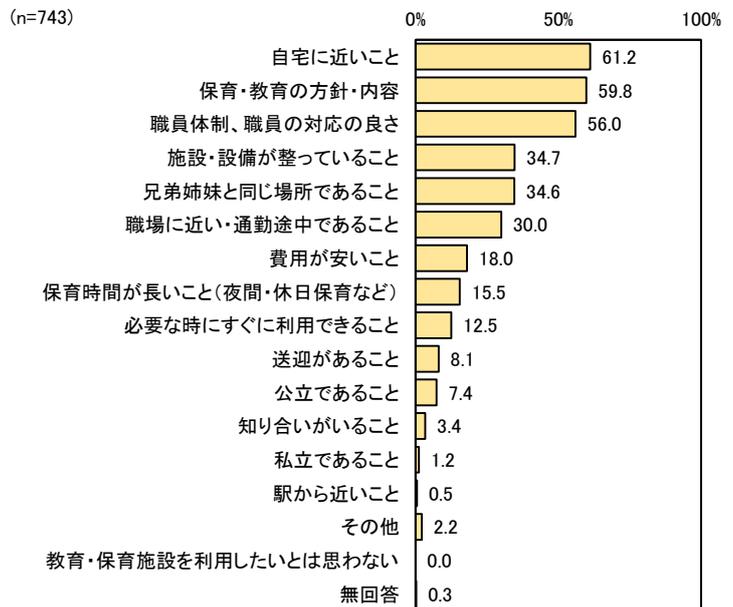


⑥ 教育・保育施設を選ぶ上で特に重視すること

Q 実際に利用している施設に関わらず、利用したい教育・保育施設（幼稚園や保育所等）を選ぶ上で特に重視することは何ですか。（あてはまるもの3つまでに○）

●教育・保育施設を選ぶ上で重視することを尋ねたところ、「自宅に近いこと」が61.2%で最も多く挙げられました。

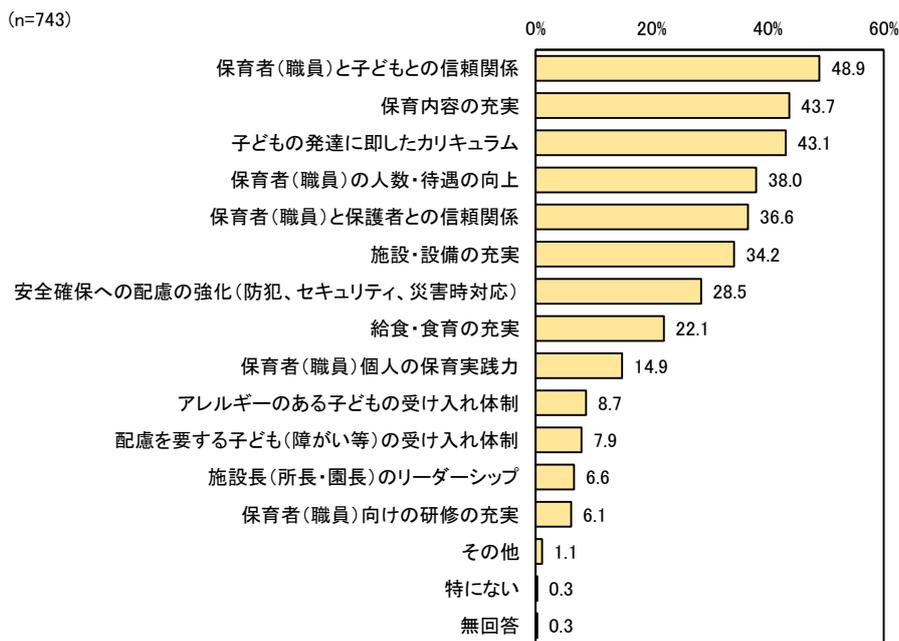
●「保育・教育の方針・内容」が59.8%、「職員体制、職員の対応の良さ」が56.0%、「施設・設備が整っていること」が34.7%、「兄弟姉妹と同じ場所であること」が34.6%、「職場に近い・通勤途中であること」が30.0%となっています。



⑦ 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために特に重要だと思うこと

Q 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために、あなたが特に重要だと思うことはどれですか。(あてはまるもの3つまでに○)

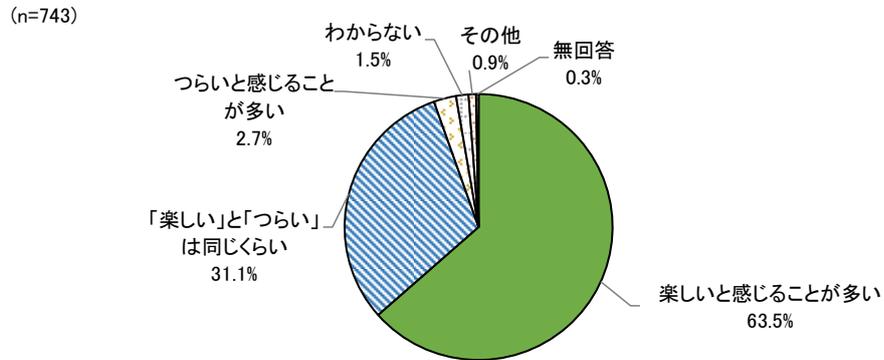
●幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために特に重要だと思うことを尋ねたところ、「保育者（職員）と子どもとの信頼関係」が48.9%で最も多く、以下、「保育内容の充実」が43.7%、「子どもの発達に即したカリキュラム」が43.1%、「保育者（職員）の人数・待遇の向上」が38.0%、「保育者（職員）と保護者との信頼関係」が36.6%、「施設・設備の充実」が34.2%などとなっています。



⑧ 子育ては楽しいか

Q 自分にとって、子育てをどのように感じる人が多いですか。(1つに〇)

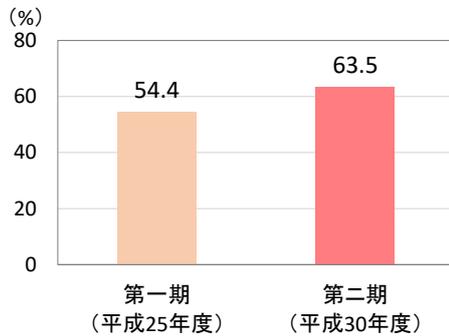
●子育てをどのように感じる人が多いかを尋ねたところ、「楽しいと感じることが多い」が63.5%で最も多く、以下、「楽しい」と「つらい」は同じくらい」が31.1%、「つらいと感じることが多い」が2.7%となっています。



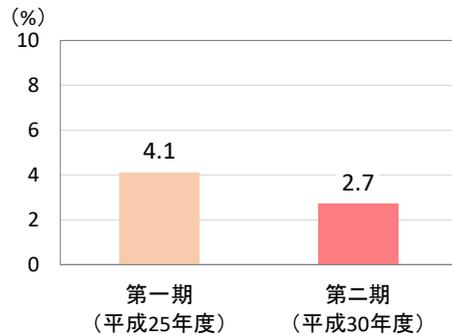
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、子育てを「楽しいと感じることが多い」割合は 9.1 ポイント増加、「つらいと感じることが多い」は 1.4 ポイント減少しました。

<楽しいと感じることが多い>



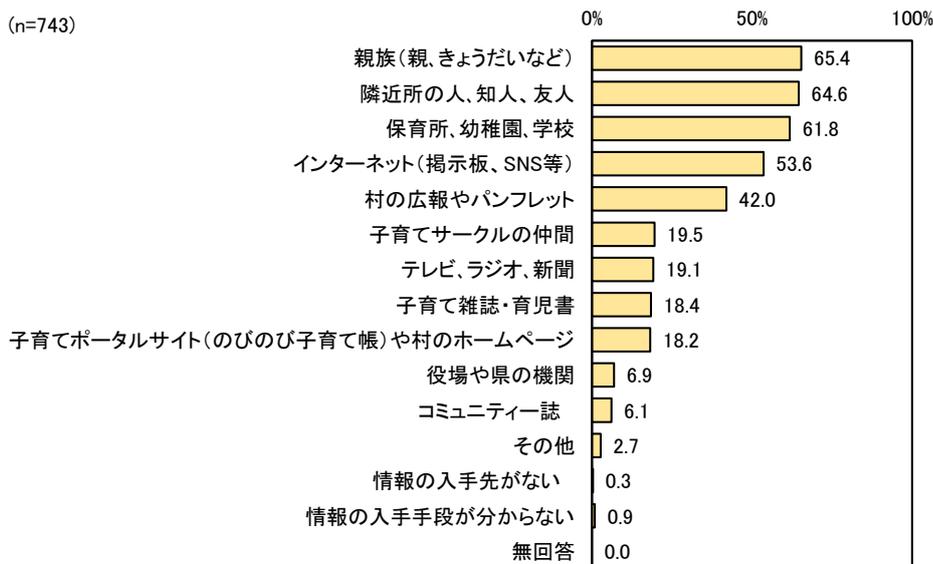
<つらいと感じることが多い>



⑨ 子育てに関する情報の入手先

Q 子育てに関する情報はどこから入手していますか。(あてはまるものすべて○)

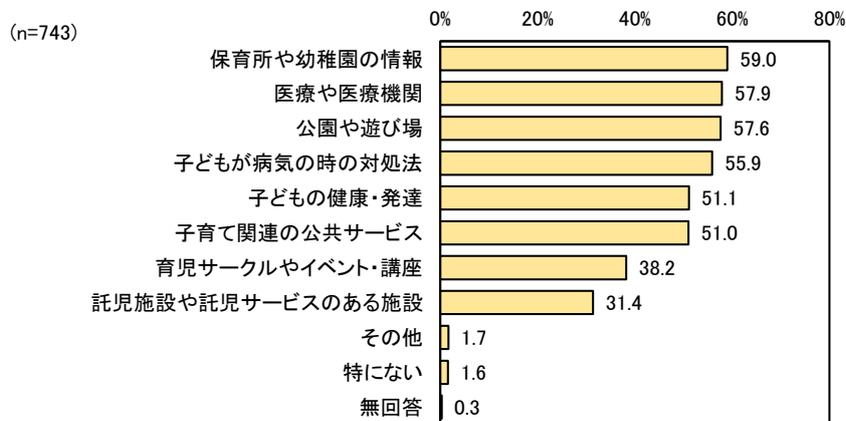
●子育てに関する情報はどこから入手しているかを尋ねたところ、「親族（親、きょうだいなど）」が65.4%で最も多く、以下、「隣近所の人、知人、友人」が64.6%、「保育所、幼稚園、学校」が61.8%、「インターネット（掲示板、SNS等）」が53.6%、「村の広報やパンフレット」が42.0%などとなっています。



⑩ 子育てに関して必要な情報

Q 子育てに関して、どのような情報が必要ですか。(あてはまるものすべてに○)

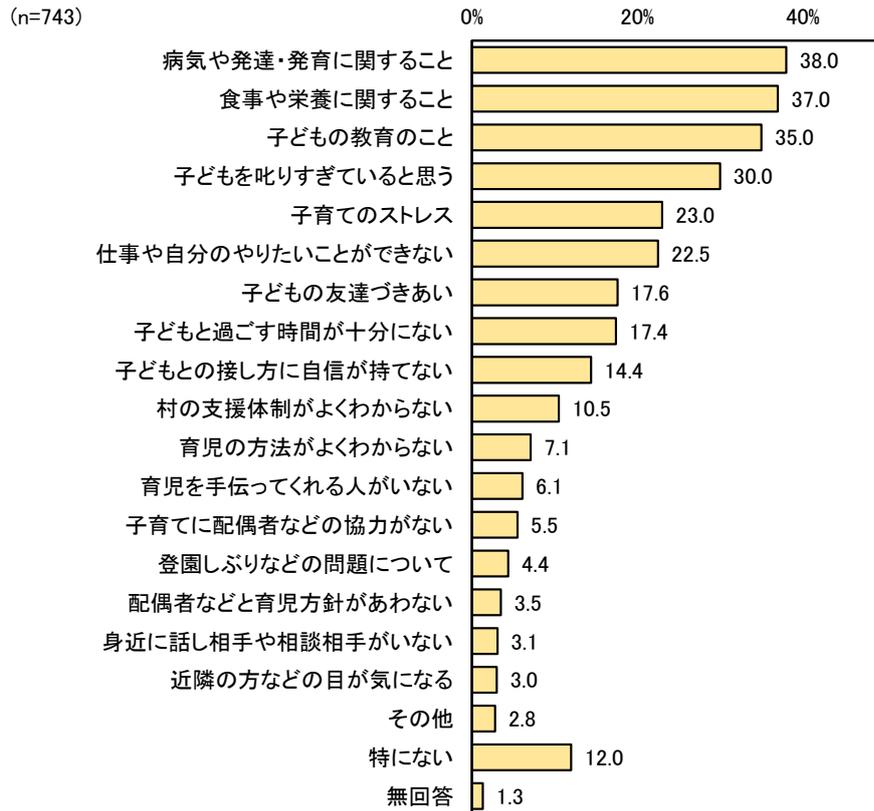
●子育てに関して必要とする情報を尋ねたところ、「保育所や幼稚園の情報」が59.0%で最も多く、以下、「医療や医療機関」が57.9%、「公園や遊び場」が57.6%、「子どもが病気の時の対処法」が55.9%、「子どもの健康・発達」が51.1%などとなっています。



⑪ 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

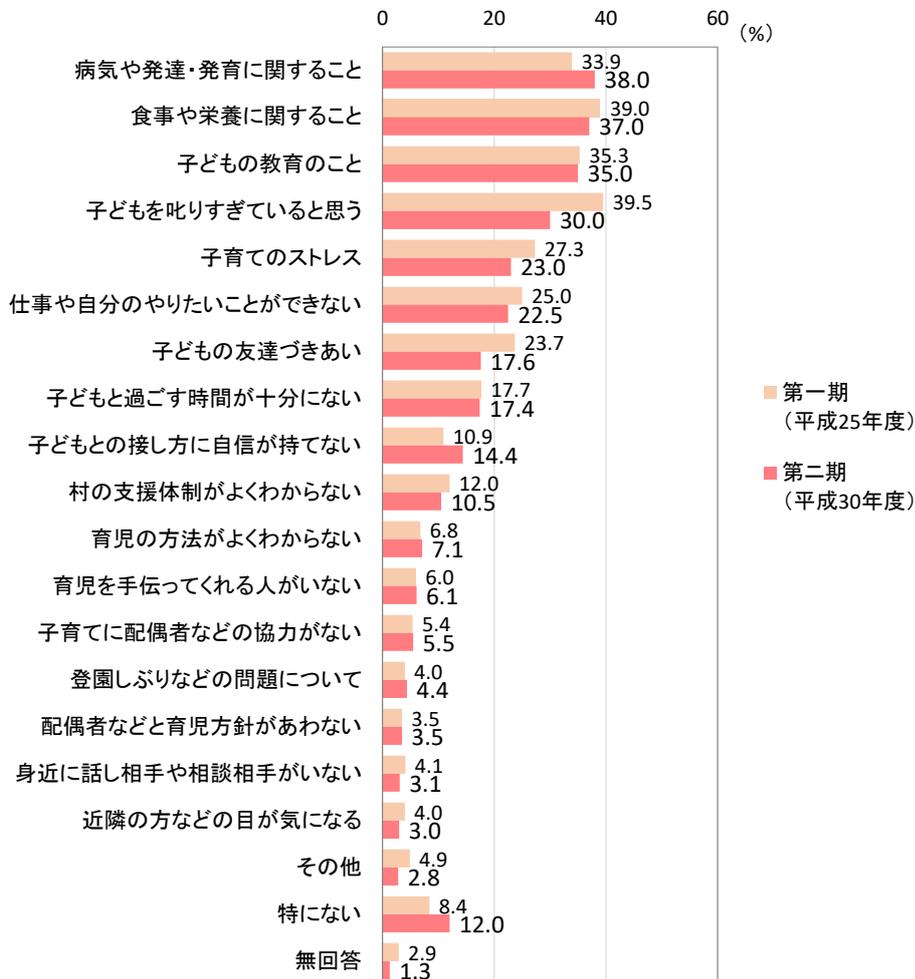
Q 子育てに関して日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

●子育てに関する悩みなどを尋ねたところ、「病気や発達・発育に関すること」が38.0%で最も多く、以下、「食事や栄養に関すること」が37.0%、「子どもの教育のこと」が35.0%、「子どもを叱りすぎていると思う」が30.0%などとなっています。



【 前回調査との比較 】

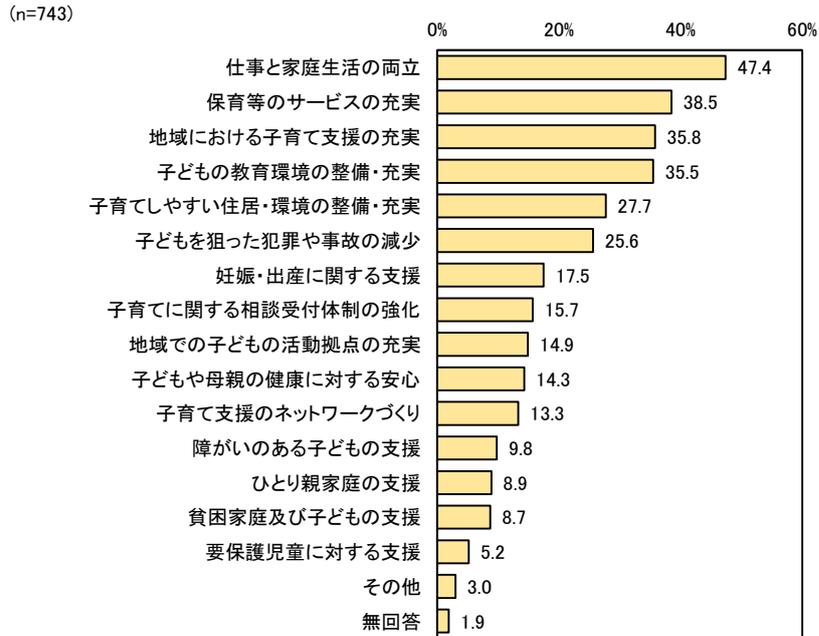
◎前回と比べて、「病気や発達・発育に関すること」は 4.1 ポイント増加しましたが、減少している項目が多く、その中でも前回最も多い悩みとして挙げられた「子どもを叱りすぎていると思う」は 9.5 ポイント減少しました。



⑫ 子育てする中で有効だと思う支援・対策

Q 子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと思われますか。(あてはまるもの3つに○)

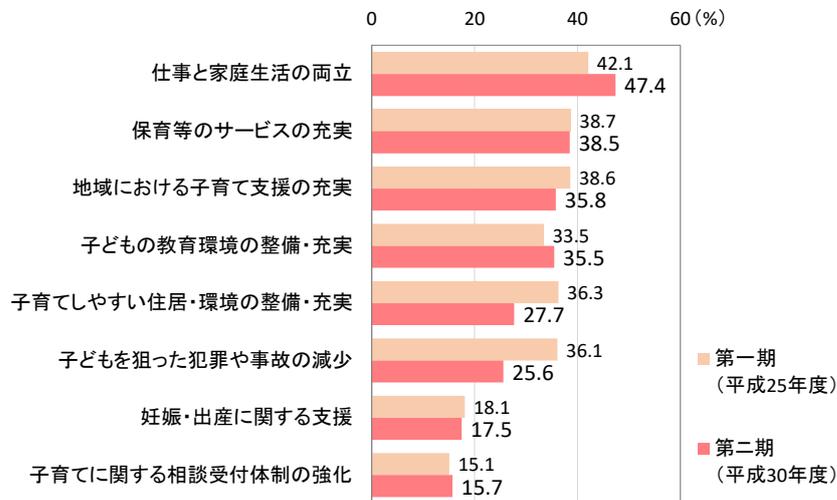
●子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと思うかを尋ねたところ、「仕事と家庭生活の両立」が47.4%で最も多く、以下、「保育等のサービスの充実」が38.5%、「地域における子育て支援の充実」が35.8%、「子どもの教育環境の整備・充実」が35.5%などとなっています。



【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「仕事と家庭生活の両立」が5.3ポイント増加した一方、「子どもを狙った犯罪や事故の減少」は10.5ポイント減少しました。

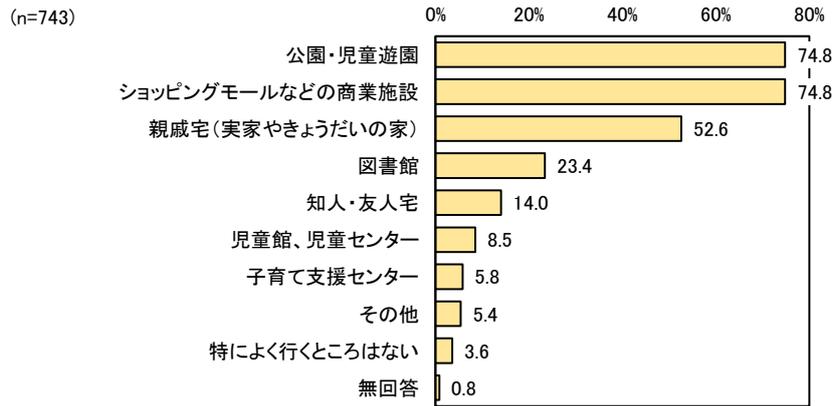
< 上位回答 >



⑬ 休日、親子で遊びに行ったり過ごしたりしている場所

Q 休日、親子でよく遊びに行ったり過ごしたりしているところはどこですか。(あてはまるもの3つに○)

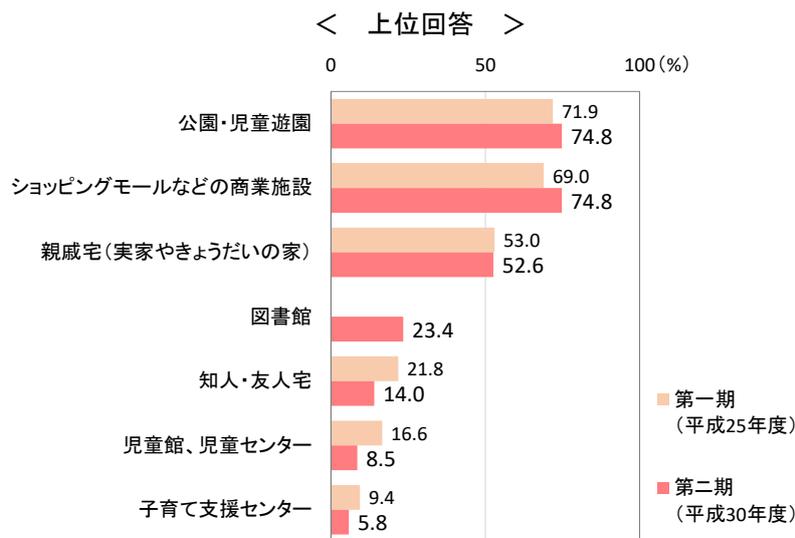
- 休日、親子でよく遊びに行く場所などを尋ねたところ、「公園・児童遊園」、「ショッピングモールなどの商業施設」がいずれも74.8%で最も多く挙げられています。
- 「親戚宅(実家やきょうだいの家)」が52.6%、「図書館」が23.4%、「知人・友人宅」が14.0%などとなっています。



【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「ショッピングモールなどの商業施設」が5.8ポイント、「公園・児童遊園」が2.9ポイント増加しました。

◎一方、「図書館」が新たに選択肢に加わった影響(あてはまるもの3つまでを回答するため)もあり、「児童館、児童センター」は8.1ポイント、「知人・友人宅」は7.8ポイント減少しました。

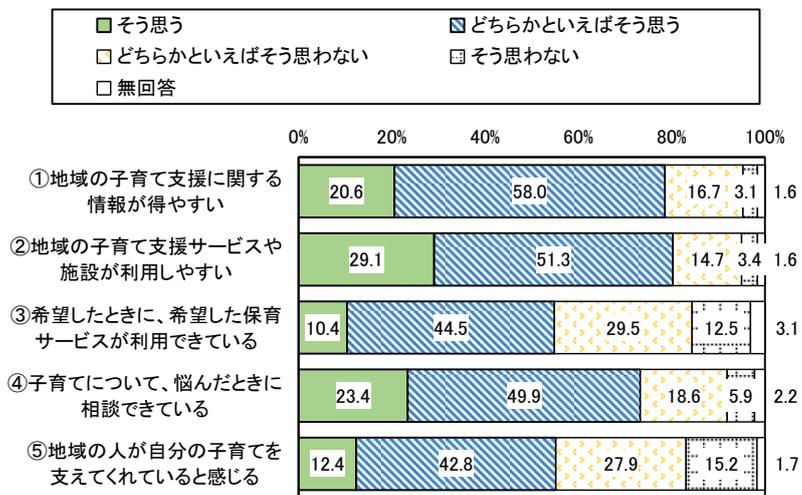


⑭ 村内の子育て環境について感じていること

Q 村内の子育て環境について感じていることをお答えください。(あてはまるものそれぞれ1つに○)

- 村内の子育て環境についてを尋ねたところ『肯定的意見の割合』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)として、「②地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい」が80.4%で最も高く、以下、「①地域の子育て支援に関する情報が得やすい」が78.6%、「④子育てについて、悩んだときに相談できている」が73.3%などとなっています。
- 一方、『否定的意見の割合』(「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計)については、「⑤地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる」が43.1%で最も高く、次いで、「③希望したときに、希望した保育サービスが利用できている」が42.0%などとなっています。

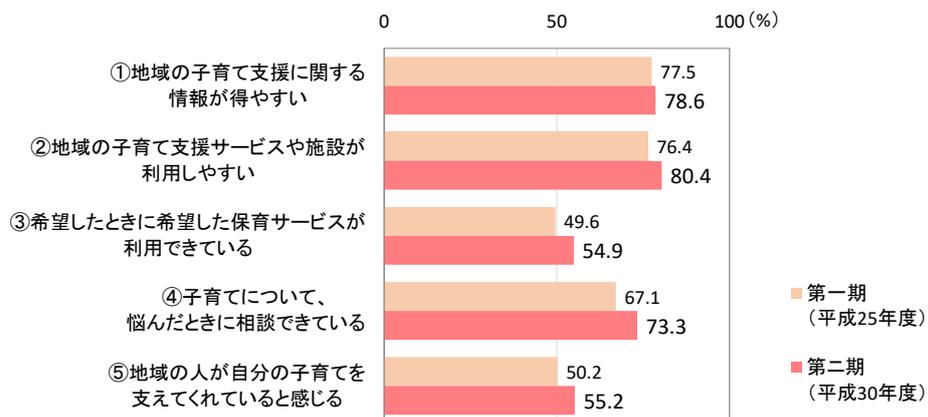
(n=743)



【 前回調査との比較 】

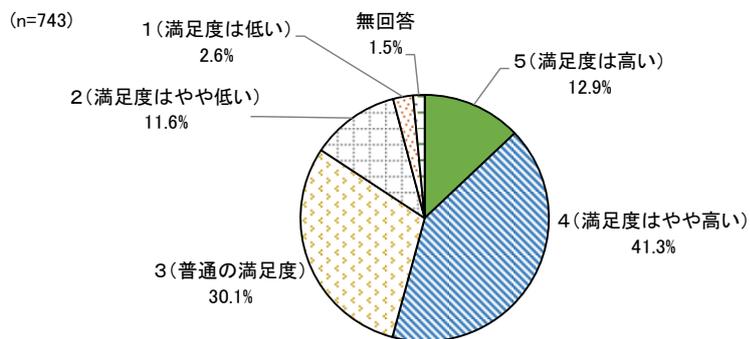
- ◎前回と比べて、肯定的意見の割合はすべての項目の数値が増加しましたが、その中でも「④子育てについて、悩んだときに相談できている」が6.2ポイント、「③希望したときに、希望した保育サービスが利用できている」が5.3ポイント増加しました。
- ◎「②地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい」が4.0ポイント増加し、最も数値の高い項目となりました。

< 上位回答 >



⑮ 東海村における子育ての環境や支援への満足度

Q 東海村における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)



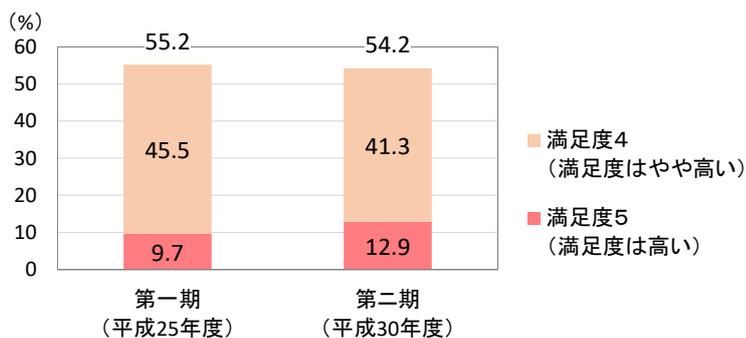
東海村における子育ての環境や支援への満足度を5段階評価で尋ねたところ、は、「4 (満足度はやや高い)」が 41.3%で最も多く、以下、「3 (普通の満足度)」が 30.1%、「5 (満足度は高い)」が 12.9%、「2 (満足度はやや低い)」が 11.6%、「1 (満足度は低い)」が 2.6%となっています。

なお、平均値は「3.51」、中央値は「4」となっています。

【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「5 (満足度は高い)」及び「4 (満足度はやや高い)」の合計割合については 1.0 ポイント減少したものの、「5 (満足度は高い)」の割合は 3.2 ポイント増加しました。

< 満足度「5」「4」の割合 >



6 第一期計画における成果の振り返り

第一期計画で設定した6つの成果指標については、目標を達成した指標が1つ、目標は未達成ながら数値が改善した指標が4つ、目標は未達成かつ数値も低下した指標が1つでした。

数値が低下した成果指標3の、「子育ての環境や支援への満足度」は、前回よりも低下しているものの、半数以上は「満足」と回答しており、中でも「5（満足度は高い）」の回答は前回よりも増えています。

「子育ての環境や支援への満足度」について、「普通」や「満足度はやや低い」、「満足度は低い」などと回答した方の、村の施策に対する要望を分析した結果、「仕事と家庭生活の両立」「子どもの教育環境の整備」の面において「満足」層よりも高い回答割合を示しており、今後さらに満足度を高めていくためには、これらの施策の充実を図ることが効果的と考えられます。

【結果の記号の見方】 … ◎：目標達成，○：目標未達成も改善，△：未達成かつ低下

成果指標	現状値 平成26年度	⇒	目標値 平成31年度	実績値 平成31年4月	結果
成果指標1 待機児童数 教育・保育施設の入所待機児童を解消する	14人 (H26.4.1現在)	⇒	0人	9人	○
成果指標2 希望したときに、希望した保育サービスが利用できている人数 「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	49.6%	⇒	10%増 (59.6%)	54.9% 【p.31参照】	○
成果指標3 子育ての環境や支援への満足度 村で子育てすることに満足しているか「満足度は高い」「満足度はやや高い」の割合を増やす	55.2%	⇒	15%増 (70.2%)	54.2% 【p.32参照】	△
成果指標4 子育てを楽しんでいる割合 子育てを「楽しいと感じることの方が多し」回答割合を増やす	54.4%	⇒	10%増 (64.4%)	63.5% 【p.25参照】	○
成果指標5 地域の子育て支援に関する情報が得やすいと思う割合 「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	77.5%	⇒	15%増 (92.5%)	78.6% 【p.31参照】	○
成果指標6 認定こども園数 教育・保育の一体化を図るため、認定こども園の施設の増加を推進する	1箇所	⇒	3箇所	3箇所 【p.13参照】	◎

7 第二期計画における主要課題

< 保育ニーズへの早急な対応 >

- 本村では継続的に待機児童が発生しており、その解消は喫緊の課題です。子ども並びに子育て家庭のためにも早急な対応を図る必要があります。
- アンケート調査結果からは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は減少し、子どもを預かってもらえる親族・友人・知人が「いずれもない」家庭が増加するなど、本村の保育のニーズはますます高くなっている状況がうかがえます。
- 母親の就労率は年々増加傾向にあります。幼児教育・保育の無償化が大きな契機となり、更なる保育利用者の掘り起しが考えられます。アンケート調査結果からも、「子どもを預けて働きに出る」「就労時間を延ばす」「さらに子どもをもつことを考える」など、家庭への変化が表れていることから、保育定員の確保を図ることが必要です。

< 本村の子育て環境に対する満足度向上 >

- アンケート調査結果から、「子育てについて相談できている」、「希望した時に保育サービスが利用できている」、「サービスや施設が利用しやすい」などの点について、満足度が上昇しており、本村の子育て環境の向上に一定の成果がみられました。
- しかしながら、これまでの成果に満足することなく、本村の子育て環境をさらに向上させていくためには、「普通」や「満足度は（やや）低い」と回答した方を、「満足度は（やや）高い」に変えていくための努力が必要です。「普通」や「満足度は（やや）低い」と回答した方々の、村の施策に対する要望を分析した結果、「仕事と家庭生活の両立」「子どもの教育環境の整備」の面において更なる充実を求める声が、満足層よりも多いことがわかりました。
- したがって、「普通」や「満足度は（やや）低い」と回答した子育て家庭の満足度を高めるといふ点においては、「仕事と家庭生活の両立」、「子どもの教育環境の整備」の取り組みに力を入れていくことが有効と考えられます。
- 「仕事と家庭生活の両立」については、保育定員の十分な確保を図るとともに、村内の企業等における働き方改革に向けた取り組みの啓発を図ることが必要です。
- 「子どもの教育環境の整備」については、村内の認定こども園、幼稚園、保育所で提供する教育・保育の質の向上を図ることが有効であると考えられます。特に、アンケート調査結果から、幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために特に重要だということについて、「保育者（職員）と子どもとの信頼関係」、「保育内容の充実」、「子どもの発達に即したカリキュラム」などが多く挙げられたことから、こうした点において村内の認定こども園、幼稚園、保育所へ更なる啓発と支援を図ることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と体系

(1) 計画の基本理念

村では、子ども・子育て支援法の基本理念「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」と子ども・子育て支援の意義「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す」を踏まえて、第二期計画を定めます。

また、東海村のまちづくりの方向性を示した「東海村第6次総合計画」における村の将来ビジョン、「輝く SONZA I つながる TOKA I ~共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～」の実現に向け、産前から就学前までの切れ目のない支援と、保育サービス等の充実により、子育て世代を支え、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支え、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

東海村第6次総合計画（令和2年度～令和6年度）

【将来ビジョン】

「輝く SONZA I つながる TOKA I」

～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～

【政策】いつまでも健やかに暮らすことができる、ゆとりと安らぎのまちをつくる

【施策】安心して子育て・就学・修学できる環境の整備

(2) 計画の体系

東海村第6次総合計画（令和2年度～令和6年度）

【将来ビジョン】

「輝くSONZAI つながるTOKAI」

～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～

1 幼児期の教育・保育の確保

- 1号認定・2号認定・3号認定
(特定・教育保育施設等の定員の確保)

2 子ども・子育て支援施策

1) 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊産婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 病児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

2) その他の子ども・子育て支援事業

- 地域における子育て支援を図る事業
- 母親と子どもの健康確保・増進を図る事業
- 子どもの心身の成長に資する教育環境の充実を図る事業
- 支援を必要とする子どもと家庭への細やかな対応を図る事業

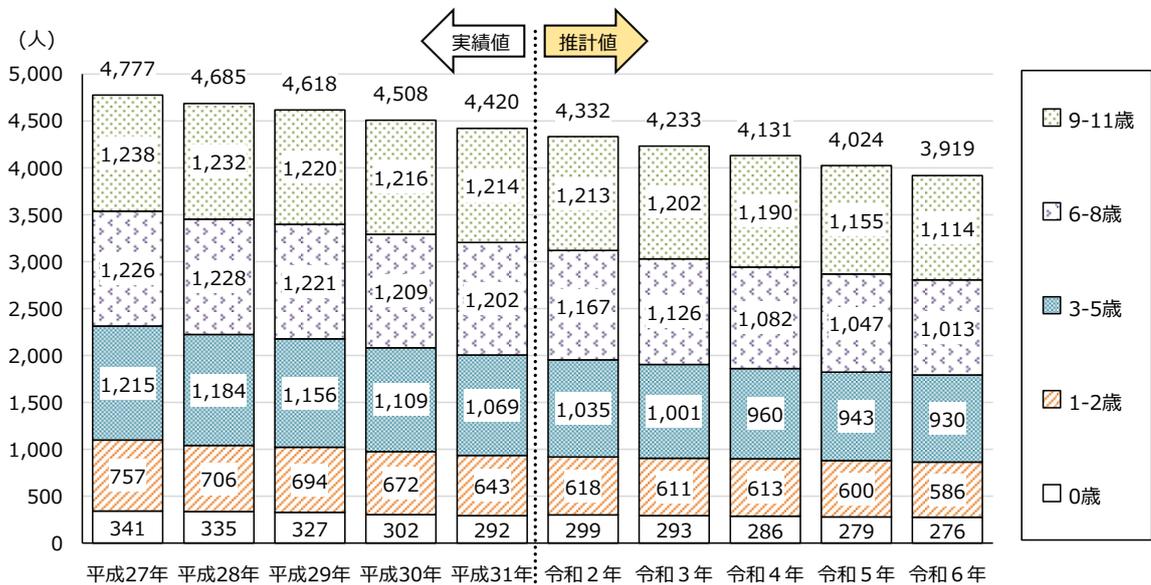
2 東海村の人口と児童数の将来推計

本計画の対象となる児童の見込みについて、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から11歳の児童数は年々減少する見通しであり、令和6年では3,919人と見込まれます。

年齢区別にみると、令和6年における0～5歳の就学前児童数は、平成31年の2,004人から212人減の1,792人、令和6年における6～11歳の小学生は、平成31年の2,416人から289人減の2,127人と見込まれます。

■児童数の見込み



	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0-5歳	2,313	2,225	2,177	2,083	2,004	1,952	1,905	1,859	1,822	1,792
6-11歳	2,464	2,460	2,441	2,425	2,416	2,380	2,328	2,272	2,202	2,127
計	4,777	4,685	4,618	4,508	4,420	4,332	4,233	4,131	4,024	3,919

各年4月1日現在

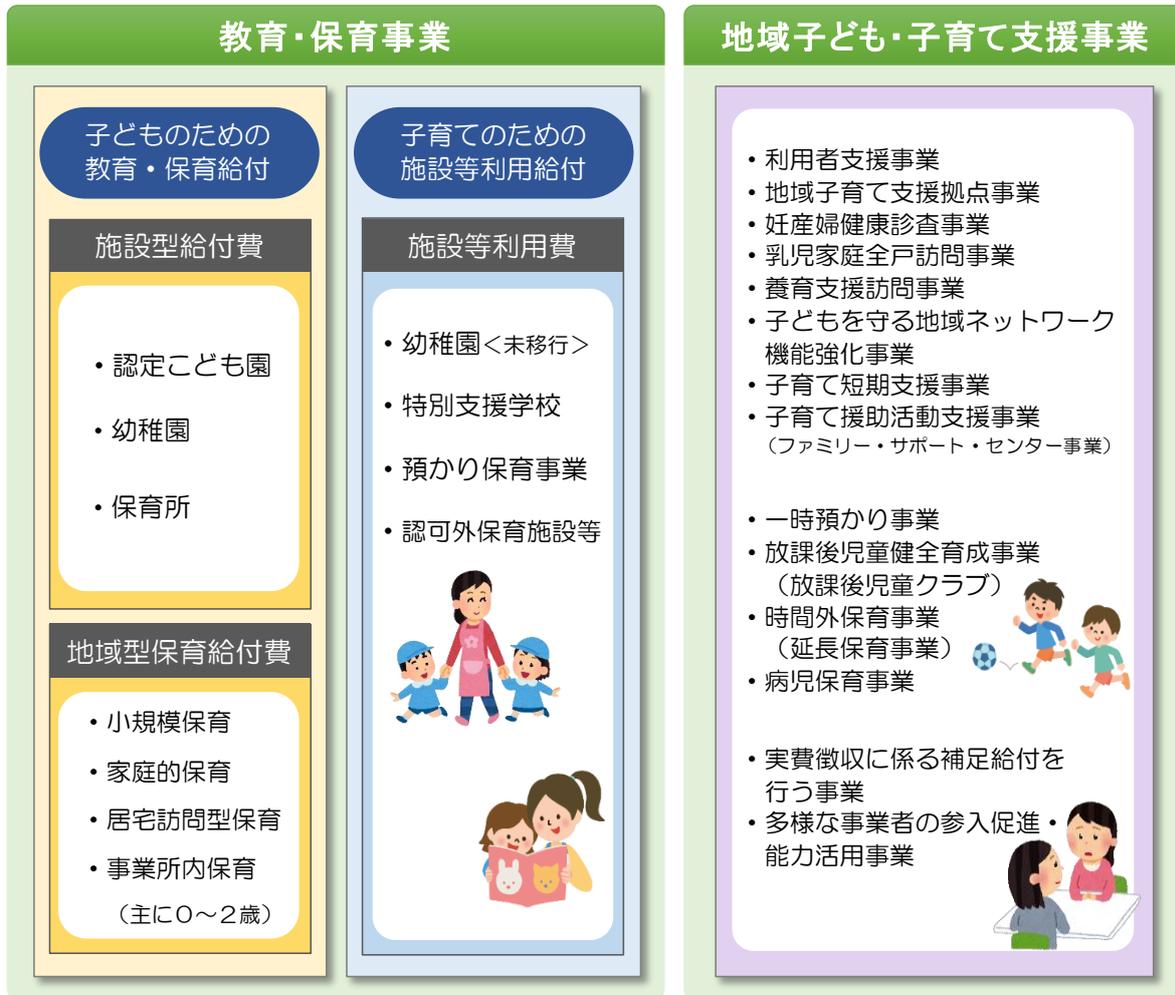
3 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法では、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定めています。

■教育・保育提供区域の設定対象



(2) 東海村における教育・保育提供区域

本村においては、待機児童が発生している現状をはじめ、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど、地域の枠を越えて施設や事業が利用される現状を考慮し、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには、広域での調整・確保が必要と考えています。

したがって、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業について、提供区域を分割することはせず、**村全体を1つの区域**として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を計画しています。

■東海村の教育・保育提供区域

教育・保育事業	区域設定
1号認定	村全域（1区域）
2号認定	
3号認定	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	村全域（1区域）
地域子育て支援拠点事業	
妊産婦健康診査事業	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
一時預かり事業	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
時間外保育事業（延長保育事業）	
病児保育事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

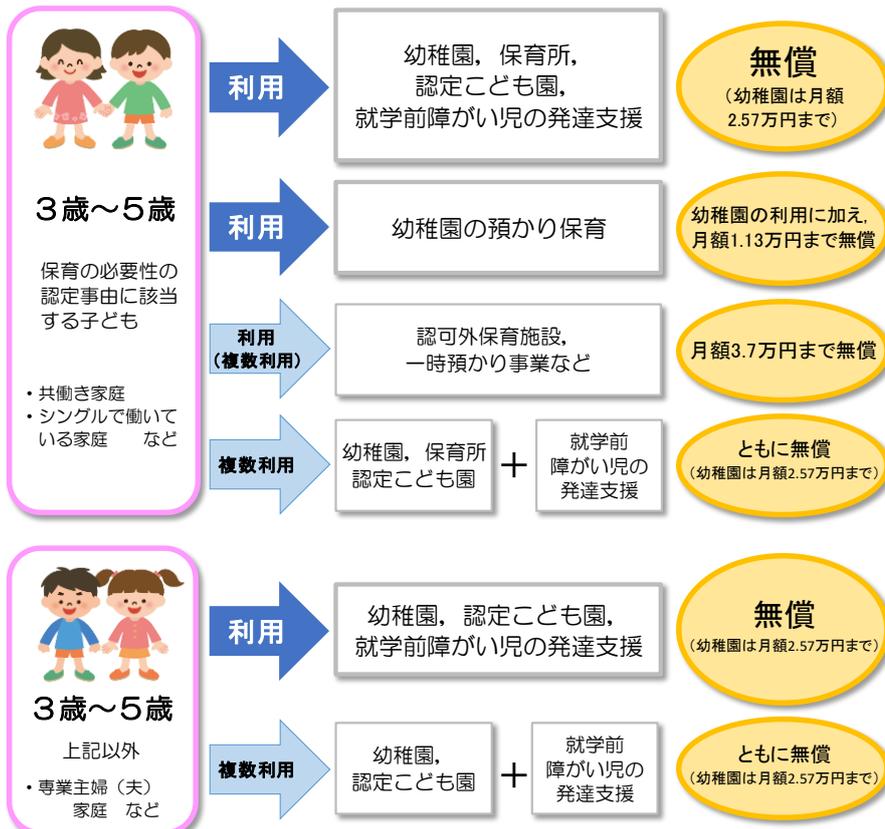
4 幼児教育・保育の無償化

消費税率の引上げによる財源を活用した、若者も高齢者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、3歳以上の幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まりました。少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児期の教育及び保育を推進します。

■幼児教育・保育の無償化の内容

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）	○保育の必要性があると認定を受けた場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	○保育の必要性があると認定を受けた3歳から5歳までの子どもについては月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園等も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■幼児教育・保育の無償化のイメージ



5 第二期計画における成果指標と目標値

第二期計画において、各種施策を展開して達成を目指す成果指標と目標値は以下のとおりです。

成果指標1	待機児童数	現状値 令和元年	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	教育・保育施設の入所待機児童を解消する	9人 (H31.4.1 現在)	⇒	0人	子育て支援課

成果指標2	希望したときに、希望した保育サービスが利用できる人数	現状値 令和元年	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	54.9%	⇒	60%	アンケート 【p.31 参照】

成果指標3	子育ての環境や支援への満足度	現状値 令和元年	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	村で子育てすることに満足しているか「満足度は高い」「満足度はやや高い」の割合を増やす	54.2%	⇒	60%	アンケート 【p.32 参照】

成果指標4	子育てを楽しんでいる割合	現状値 令和元年	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	子育てを「楽しいと感じることの方が多し」の回答割合を増やす	63.5%	⇒	現状維持	アンケート 【p.25 参照】

成果指標5	地域の子育て支援に関する情報が得やすいと思う割合	現状値 令和元年	⇒	目標値 令和6年	データ 取得方法
	「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	78.6%	⇒	現状維持	アンケート 【p.31 参照】

第4章 幼児期の教育・保育の確保

第4章では、地域の人口構造や産業構造等の地域特性，教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて，教育・保育の量の充実を計画的に実施できるよう，確保方策を設定します。

子どもと子育て家庭が，幼稚園，認定こども園や保育所などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり，子ども・子育て支援新制度のもとでは，子どものための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて1号認定，2号認定，3号認定の3つの区分があり，子どもの年齢や保育の必要性のほか，保育を必要とする時間，その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに，利用できる施設や事業が決められています。

■子どものための教育・保育給付認定（利用できる主な施設及び事業）

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる主な施設及び事業
1号認定 （教育標準時間認定）	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定 （保育標準時間認定）		あり	保育所（園） 認定こども園
2号認定 （保育短時間認定）	満3歳未満		
3号認定 （保育標準時間認定）			
3号認定 （保育短時間認定）			

【※次ページ以降の教育・保育施設の利用量の見込み及び確保方策の見方】

量の見込み (A) :

将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示

確保方策 (B) :

現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類ごとの提供可能な量（供給量）を表示

差 (B-A) :

（確保方策）－（量の見込み）により算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）

	計画年度	
	令和2年度	令和3年度
推計児童数（〇—〇歳）	100	102
量の見込み (A)	90	88
確保方策 (B)	107	107
特定教育・保育施設	97	97
〇〇〇〇〇〇〇	10	10
差 (B-A)	17	19

1 1号認定【3-5歳】

概要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現状】

幼稚園5か所（公立：4，私立：1），認定こども園3か所（公立：1，私立：2）の計8施設において教育及び教育・保育の一体的な提供を図っており，十分な定員を確保しています。

■第一期の実績

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（3-5歳）	1,215	1,184	1,156	1,109	1,069
認定者数（A）	626	621	602	576	542
利用定員（B）	730	755	755	755	760
差（B-A）	104	134	153	179	218

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

1号認定子どもについては，引き続き村内の幼稚園，認定こども園により必要な定員は確保できる見込みです。教育希望の2号認定子ども（幼児教育の希望が強く，幼稚園の利用を希望する2号認定子ども）については，村内の保育施設の利用を見込んではいませんが，保護者の希望に応え，村内の幼稚園において一時預かり事業（預かり保育）を利用しながら在園できるように提供体制も図っていきます。

■第二期の見込み

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（3-5歳）	1,035	1,001	960	943	930
量の見込み（A）	459	444	426	418	413
1号認定	459	444	426	418	413
2号認定（教育希望）	(72)	(69)	(66)	(65)	(64)
（他市町村児童による利用）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	760	760	760	760	760
特定教育・保育施設	550	550	550	550	550
確認を受けない幼稚園	210	210	210	210	210
（他市町村施設の利用）	0	0	0	0	0
差（B-A）	301	316	334	342	347

各年4月1日現在

2 2号認定【3-5歳】

概要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現状】

平成31年4月現在、認可保育所（園）6か所（公立：2，私立：4），認定こども園3か所（公立：1，私立：2）の計9施設において保育及び教育・保育の一体的な提供を図っていますが、慢性的に必要な定員が不足している状況にあり、待機児童も発生しています。

■第一期の実績

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（3-5歳）	1,215	1,184	1,156	1,109	1,069
認定者数（A）	480	475	493	508	508
利用定員（B）	411	466	469	490	490
差（B-A）	▲69	▲9	▲24	▲18	▲18

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については、令和2年度中に公立認可保育所を開設し、保育の提供体制を強化することで、必要な事業量は確保できる見込みです。なお、幼児教育の希望が強い2号認定については、村内の幼稚園において一時預かり事業（預かり保育）を利用しながら在園できるような提供体制も図っていきます。

■第二期の見込み

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（3-5歳）	1,035	1,001	960	943	930
量の見込み（A）	539	521	499	491	484
2号認定	467	452	433	426	420
2号認定（教育希望）	72	69	66	65	64
（他市町村児童による利用）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	505	569	569	569	569
特定教育・保育施設	490	554	554	554	554
認可外保育施設	15	15	15	15	15
（他市町村施設の利用）	0	0	0	0	0
差（B-A）	▲34	48	70	78	85

各年4月1日現在

3 3号認定【0-2歳】

概要

0歳から2歳までの就学前児童で、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

(1) 3号認定【0歳】

【現 状】

認可保育所（園）5か所（公立：1，私立：4），認定こども園3か所（公立：1，私立：2）の計8施設において保育の提供を図っています。

0歳児は、年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に認定者数が増加していく傾向があります。

■第一期の実績

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童数（0歳）	341	335	327	302	292
認定者数（A）	39	35	36	50	52
0歳保育利用率	11.4%	10.4%	11.0%	16.6%	17.8%
利用定員（B）	65	78	78	81	81
差（B－A）	26	43	42	31	29

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本村の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、第二期計画期間中において保育利用率は更なる増加が考えられることから、利用児童数の増加を見込んでいます。

年度末になると待機児童が発生している状況に対応するため、保護者の多様なニーズに対応するため、新たな保育の提供体制として、令和2年度当初には小規模保育事業の整備、令和2年度中には公立認可保育所の整備を見込んでおり、必要な定員の確保を図ります。

■第二期の見込み

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（0歳）	299	293	286	279	276
量の見込み（A）	58	62	65	69	73
（他市町村児童による利用）	0	0	0	0	0
0歳保育利用率	19.5%	21.2%	22.9%	24.6%	26.3%
確保方策（B）	89	97	103	103	103
特定教育・保育施設	81	89	89	89	89
特定地域型保育事業	5	5	11	11	11
認可外保育施設	3	3	3	3	3
（他市町村施設の利用）	0	0	0	0	0
差（B－A）	31	35	38	34	30

各年4月1日現在

(2) 3号認定【1・2歳】

【現 状】

認可保育所（園）6か所（公立：2，私立：4），認定こども園3か所（公立：1，私立：2）の計9施設において保育の提供を図っています。

1・2歳の児童数は減少していますが，保育利用率は増加しており，認定者数は横ばいから増加傾向で推移しています。

第一期計画で推計していた量の見込みを上回る認定者数となり，利用定員の拡大が不足し，恒常的に待機児童が発生している状況です。

■第一期の実績

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（1－2歳）	757	706	694	672	643
認定者数（A）	306	315	295	307	322
1－2歳保育利用率	40.4%	44.6%	42.5%	45.7%	50.1%
利用定員（B）	204	241	243	252	252
差（B－A）	▲102	▲74	▲52	▲55	▲70

各年4月1日現在

【 量の見込みと確保方策 】

本村の1，2歳の児童数は減少していく見通しであるものの，第二期計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから，利用児童数は現状に近い水準で推移する見通しです。

待機児童が発生している状況に加え，保護者の多様なニーズに応えるため，新たな保育の提供体制として，令和2年度当初には小規模保育事業所の整備，令和2年度中には公立認可保育所の整備を見込んでおります。しかしながら，計画期間中，なお定員に不足が生じることが懸念されるため，既存保育施設の定員拡大や地域型保育事業の更なる推進をもって，必要な定員の確保に努めます。

■第二期の見込み

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（1－2歳）	618	611	613	600	586
量の見込み（A）	316	318	326	325	323
（他市町村児童による利用）	0	0	0	0	0
1－2歳保育利用率	51.1%	52.1%	53.1%	54.1%	55.1%
確保方策（B）	290	318	331	331	331
特定教育・保育施設	252	280	280	280	280
特定地域型保育事業	14	14	27	27	27
認可外保育施設	24	24	24	24	24
（他市町村施設の利用）	0	0	0	0	0
差（B－A）	▲ 26	0	5	6	8

各年4月1日現在

第5章 子ども・子育て支援の展開

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本村が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
(1)	利用者支援事業	身近な場所で、子育てに関する情報提供や支援の紹介、相談、助言等を行う	妊産婦 子どもの保護者
(2)	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流や子育てについての相談ができる場所を開設する	乳幼児 乳幼児の保護者
(3)	妊産婦健康診査事業	妊産婦に対する健康診査を実施する	妊産婦
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	乳児、保護者
(5)	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、指導、助言を行う	妊産婦 子どもの保護者
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る	構成員、関係機関
(6)	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の病気等で子どもの保育ができない場合に、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0～18歳の児童
(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かりに関する会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行う	乳幼児 小学生
(8)	一時預かり事業	幼稚園・認定こども園において、教育時間の前後に在園児を預かり保育する（預かり保育）	幼児
		保育所・認定こども園などで、一時的に保育が必要になった乳幼児を預かり保育する	乳幼児
(9)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に、放課後適切な遊びや生活の場を提供する	小学生
(10)	時間外保育事業 (延長保育事業)	通常保育の時間を超えて保育する	乳幼児
(11)	病児保育事業	保育を必要とする児童で、疾病にかかっているものについて、専用スペース等で一時的に保育を行う	乳幼児 小学生
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、特定教育・保育等に必要物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	乳幼児の保護者
(13)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への多様な事業者の新規参入を支援する	事業者

(1) 利用者支援事業

概 要

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

【現 状】

本村では、平成 28 年度から、とうかい村松宿こども園に「子育て支援コーディネーター」を 1 名配置し、関係機関との連絡調整や、各保育所の地域子育て支援センター等における出張相談などを通じて、保育サービスの情報提供や事業の利用支援を行っています。

さらに、平成 29 年度からは、保健センター内に子育て世代包括支援センター「はぐくみ」を開設し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図っています。

■第一期の実績

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施 箇所数	基本型	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	母子保健型	0 箇所	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
計		0 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

【量の見込みと確保方策】

第二期においても、引き続き、村内 2 か所において事業を実施する体制を確保します。保育サービスや子育て支援事業に関する情報提供や利用支援、子育てに関する相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努めます。

■第二期の見込み

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施 箇所数	基本型	1 箇所				
	母子保健型	1 箇所				
計		2 箇所				

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所の提供と交流の促進を図り、育児相談、情報提供、援助を行います。

【現 状】

村内5か所の認可保育所（公立：1，私立：4），3か所の認定こども園（公立：1，私立：2），児童センター，長堀すこやかハウスの計10か所で事業が実施されており，地域において，子育て中の親子が一緒に立ち寄ることができる場所となっています。

子育てに関する講座の実施や，レクリエーション，専門職員による子育て家庭に対する相談指導，子育てサークルの育成支援，地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■第一期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用回数	41,175人回	41,002人回	56,131人回	42,622人回	24,956人回
実施箇所数	8箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果を踏まえ，第二期においても従来と同程度の利用を見込んでおり，引き続き，村内10か所において事業を実施する提供体制を確保します。施設ごとの状況に違いはあるものの，基本的に定員は設定していないことから，必要な事業量は確保できる見通しです。

■第二期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	55,200人回	54,420人回	54,120人回	52,908人回	51,888人回
確保方策	利用回数	55,200人回	54,420人回	52,908人回	51,888人回
	実施箇所数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

(3) 妊産婦健康診査事業

概 要

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。

【現 状】

妊婦に 14 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。平成 30 年度より産婦健診の助成も開始しました。近年、母子健康手帳交付数が減少傾向にあるため、受診者数、受診回数ともに、減少傾向にあります。

■第一期の実績

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受診回数	4,232 回	3,790 回	3,520 回	3,914 回	1,998 回
実受診者数	401 人	383 人	321 人	316 人	321 人

※令和元年度は 11 月末現在の実績による。

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでおり、産婦健診も 2 回実施します。引き続き、茨城県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所における受診機会の提供を図ります。

■第二期の見込み

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
見込みの	延べ受診回数	4,688 回	4,576 回	4,464 回	4,416 回	4,368 回	
	実受診者数	293 人	286 人	279 人	276 人	273 人	
確保方策	実施場所	利用者が希望する医療機関					
	実施時期と検査項目	①妊娠 8 週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1 抗体検査				
		②妊娠 12 週頃	基本健診				
		③妊娠 16 週頃	基本健診				
		④妊娠 20 週頃	基本健診、超音波検査				
		⑤妊娠 24 週頃	基本健診				
		⑥妊娠 26 週頃	基本健診、血液検査				
		⑦妊娠 28 週頃	基本健診				
		⑧妊娠 30 週頃	基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査				
		⑨妊娠 32 週頃	基本健診				
		⑩妊娠 34 週頃	基本健診				
		⑪妊娠 36 週頃	基本健診 B 群溶血性レンサ球菌検査				
		⑫妊娠 37 週頃	基本健診、超音波検査（医療機関での場合のみ）				
		⑬妊娠 38 週頃	基本健診				
		⑭妊娠 39 週頃	基本健診				
⑮⑯産後	健診（2 回まで）						

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

村内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭を保健師や助産師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第一期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問家庭数	343 家庭	328 家庭	315 家庭	285 家庭	175 家庭

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、茨城県助産師会東海グループに事業を委託して実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■第二期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		299 人	293 人	286 人	279 人	276 人
確保方策	実施体制	茨城県助産師会東海グループに委託				
	実施機関	東海村保健センター				

(5) 養育支援訪問事業

① 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【現 状】

養育のための支援が必要と認められる家庭及び妊婦に対し、村の保健師や子育てアドバイザーが対象家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第一期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実人数	43人	31人	41人	32人	24人

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【量の見込みと確保方策】

実績から事業量を見込んでおり、引き続き、保健センターによる事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象家庭の把握に努めるとともに、保健師5人、子育てアドバイザー10人の体制により、必要な事業量の確保を図ります。

■第二期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	実施体制	15人（保健師：5人、子育てアドバイザー：10人）			
	実施機関	東海村保健センター			

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関職員とネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化、構成員間の連携強化を図ります。

【 現 状 】

本村における児童虐待ケースは増加・深刻化の傾向にあることから、平成 26 年度から家庭児童相談員を配置し、支援の必要な家庭に対して定期的な訪問や面談による養育相談を実施しています。

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、子どもの安全確保のための支援を図っています。

また、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修も実施しています。

■ 第一期の実績

	(年間)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
代表者会議	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
実務者会議	4 回	5 回	14 回	14 回	9 回
個別ケース会議	11 回	7 回	12 回	5 回	4 回

※令和元年度は 11 月末現在の実績による。

【 量の見込みと確保方策 】

今後も現在の取り組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。随時開催する個別ケース会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

また、協議会の構成員を対象に、児童虐待の対応に関する研修や事例検討会等を定期的で開催し、担当者の資質の向上を図ります。

さらに、養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待のおそれのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら支援することで、児童虐待の未然防止に努めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。

【現 状】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において、短期間（原則7日以内）養育・保護する事業です。

本村には施設がないことから、近隣の児童養護施設等との委託契約により事業を実施しています。

■第一期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	16人	63人	14人	35人	47人
利用可能施設数	1箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【量の見込みと確保方策】

算出されたニーズ量から、利用実績を上回る利用量を見込んでいます。引き続き、近隣の乳児院、児童養護施設等との委託契約により、事業を実施していきます。

■第二期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		121人	119人	116人	113人	112人
確保方策	延べ利用者数	121人	119人	116人	113人	112人
	受入施設数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【就学児対象】**概 要**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かりの援助を受けたい者と、援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。（※ここでは就学児対象分のみ）

【現 状】

本村では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施していません。

【量の見込みと確保方策】

今回のニーズ調査結果からも、就学児を対象とした本事業のニーズ量は算出されませんでした。しかしながら、本村では核家族世帯が増加し、一時預かり事業のニーズが多い状況などを踏まえると、今後は必要性が高まる事業と考えられることから、実施に向けた検討を進めていきます。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園等在園児対象の一時預かり（預かり保育）

概 要

幼稚園又は認定こども園における「預かり保育」に該当する事業であり、幼稚園、認定こども園において教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現 状】

村内8か所のすべての幼稚園及び認定こども園において、一時預かり事業（預かり保育）を実施しています。そのうち、公立幼稚園においては、家族の疾病等のための通院・介護等、学校及び地域の会合への参加などの一定の要件の下に実施していましたが、利用要件や利用時間を見直し、幼稚園を利用しながら就労している保護者への支援を図りました。

■第一期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	14,237人日	16,328人日	19,715人日	18,984人日	11,946人
実施施設数	6箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【量の見込みと確保方策】

幼稚園等在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育所の延長保育と同様、希望どおりの対応を実施しており、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、2号認定（保育認定）でありながら、教育希望が強いために幼稚園を選択する家庭の保育需要に対しても、引き続き適切な対応を図ります。

■第二期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		21,503人日	20,797人日	19,945人日	19,592人日	19,322人日
確保方策	延べ利用者数	21,503人日	20,797人日	19,945人日	19,592人日	19,322人日
	実施施設数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

② 保育所（園）その他の場所での一時預かり

（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

概要

保育所等を利用していない乳幼児を、家庭において保育することが一時的に難しくなった場合に、主として昼間、保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保策の類型	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を受けたい者と、援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業（※ここでは未就学児分のみ）</p> <p>○子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業</p>
--------	---

【現 状】

村内4か所の認可保育所（公立：1，私立：3），3か所の認定こども園（公立：1，私立：2）の計7か所において、一時預かり事業を実施しています。

なお、本村では子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は実施していません。

■第一期の実績

（年間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一時預かり事業	延べ利用者数	3,905人日	3,504人日	2,798人日	2,916人日	2,273人日
	実施施設数	5箇所	6箇所	6箇所	6箇所	7箇所
子育て援助活動支援事業	延べ利用者数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実施施設数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	延べ利用者数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	実施施設数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
計		3,905人日	3,504人日	2,798人日	2,916人日	2,273人日
		5箇所	6箇所	6箇所	6箇所	7箇所

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果を踏まえ、実績を上回る事業量を見込んでおりますが、必要な事業量は確保できる見通しです。

認可保育所、認定こども園の一時預かり事業に加え、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施に向けた検討を行っていきます。

なお、本村においては、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を本事業の確保方策としては見込んでいません。

■第二期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み		5,182 人日	5,145 人日	5,182 人日	5,059 人日	4,951 人日	
確保方策	延べ利用者数	5,182 人日	5,145 人日	5,182 人日	5,059 人日	4,951 人日	
	実施施設数	7 箇所					
類型別	一時預かり事業	延べ利用者数	5,182 人日	5,145 人日	5,182 人日	5,059 人日	4,951 人日
		実施施設数	7 箇所				
	子育て援助活動支援事業	延べ利用者数	0 人日				
		実施施設数	0 箇所				
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	延べ利用者数	0 人日				
		実施施設数	0 箇所				

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。

【現 状】

第一期計画どおり、平成 28 年度から 1 か所増設し、公設学童クラブが小学校ごとに 6 か所、民間学童クラブ 4 か所の村内計 10 か所において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

利用児童数が急激に増加した平成 29 年度以降は、公設学童クラブにおいて、定員を超えた受け入れや他学区のクラブへのバス移送を実施し、令和元年度には、民間学童クラブの協力を得て、定員を増設するなど、利用条件を満たす家庭の児童が利用できる体制を維持しています。

■第一期の実績

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数 (A)	小学 1～3 年	382 人	444 人	469 人	488 人	480 人
	小学 4～6 年	250 人	232 人	272 人	295 人	326 人
	計	632 人	676 人	741 人	783 人	806 人
定員数 (B)		660 人	699 人	699 人	699 人	779 人
設置数		9 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
差 (B-A)		28 人	23 人	▲42 人	▲84 人	▲27 人

各年 4 月 1 日現在

【 量の見込みと確保方策 】

児童数は減少していく見通しであるものの、利用児童数は現状に近い水準で推移する見通しです。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き小学校区ごとの6か所の公設学童クラブのほか、民間学童クラブの増設・拡大により、5か所の民間学童クラブにおける事業実施により、必要な事業量の確保を図ります。

■第二期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校児童数		2,380人	2,328人	2,272人	2,202人	2,127人
利用者数 (A)	小学1～3年	470人	457人	442人	431人	420人
	小学4～6年	342人	355人	368人	372人	374人
	計	812人	812人	810人	803人	794人
定員数 (B)		859人	859人	859人	859人	859人
設置数		11箇所	11箇所	11箇所	11箇所	11箇所
差 (B-A)		47人	47人	49人	56人	65人

各年4月1日現在

(10) 時間外保育事業（延長保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた児童について、保育所、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【現 状】

村内9か所のすべての認可保育所、認定こども園において、延長保育が実施されています。開所時間については午前7時から7時30分の範囲、閉所時間については午後6時15分から8時の範囲で保育時間を拡大し、多様な就労形態への対応を図っています。利用者数は一定の水準で推移している状況です。

■第一期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実人数	307人	342人	318人	306人	279人
実施施設数	7箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果及び利用実績を踏まえ、従来と同程度の事業量を見込んでおり、事業の性質上定員の設定などはないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、令和2年度開設予定の小規模保育園においても、延長保育事業を実施予定です。

■第二期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		329人	321人	313人	307人	302人
確保方策	利用実人数	329人	321人	313人	307人	302人
	実施施設数	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所

(11) 病児保育事業

概要

保育を必要とする乳幼児や保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育施設で一時的に保育する事業 ○子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）：子育て援助活動支援事業のうち、病児・病後児を預かる事業
-------	---

【現状】

本村では、村内3か所の認可保育所（私立：3）、2か所の認定こども園（私立：2）の計5か所で病児保育事業（5か所すべてが体調不良児対応型、うち1か所は病後児対応型にも対応）が実施されており、利用者数は年々増加傾向にあります。

令和元年5月からは、村立東海病院併設の病児・病後児保育施設「るぴなす」を新規に開設し、当初の計画を上回る病児保育事業の整備が進みました。その状況に伴い、利用実績も大きく増加しました。

■第一期の実績

（年間）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延べ人数		583人日	749人日	923人日	991人日	878人日
実施施設数		3箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所
類型別※	病児対応型	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
	病後児対応型	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	2箇所
	体調不良時対応型	3箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

※複数の事業類型に対応する事業所があるため、類型別の合計と実施施設数は一致しない。

※令和元年度は11月末現在の実績による。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果を踏まえ、これまでの利用実績と同水準の事業量を見込んでいます。需要の掘り起こしによる更なる利用があった場合においても、第一期でサービス提供基盤の整備が進んだことから、必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

なお、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）は本村では実施していないため、病児を保育する事業の確保策としても見込んでいません。

■第二期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)		959 人日	936 人日	914 人日	895 人日	881 人日
確保方策 (B)	病児保育事業	3,920 人日				
		6 箇所				
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0 人日				
		0 箇所				
差 (B - A)		2,961 人日	2,984 人日	3,006 人日	3,025 人日	3,039 人日

■病児保育事業の類型別対応施設数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
類型別※	病児対応型	1 箇所				
	病後児対応型	2 箇所				
	体調不良児対応型	5 箇所				

※複数の事業類型に対応する事業所があるため、類型別の合計と実施施設数は一致しない。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた際に、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現 状】

本村においては、第一期計画中、この事業は実施していません。

【量の見込みと確保方策】

第二期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

概 要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援する事業です。

【現 状】

本村においては、第一期計画中、この事業は実施していません。

【量の見込みと確保方策】

第二期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

2 その他の子ども・子育て支援事業

本村では、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月16日法律第120号）に基づき、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資する」とされたその目的の下、同法第8条第1項に規定される市町村行動計画「東海村次世代育成支援対策行動計画」を策定し、同後期計画（平成22年～平成26年）の中では、“進行管理事業”“関連事業”として131の事業を実施してきました。

しかし、平成24年8月に公布された「子ども・子育て支援法」（平成24年8月22日・法律第65号）第61条1項において市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられ、「次世代育成支援対策推進法」における市町村行動計画の策定が任意化されました。

「次世代育成支援対策推進法」第7条1項の規定に基づく国が定める「行動計画策定指針」（平成26年11月28日告示・平成27年4月1日適用）では、「策定が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ、必要な特定の事項のみの作成とすることも差し支えない。また、市町村行動計画等については、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えなく、これらの計画の策定手続についても、一体的に処理して差し支えない」とされました。

このような背景から、「東海村次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）に掲げていた事業について、その趣旨及び目的等に鑑み、「第一期東海村子ども・子育て支援事業計画」へ移行及び明確化を図っています。

同様の考え方から、「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」においても、次世代育成支援対策の趣旨及び目的を踏まえ、引き続き継続した取り組みを進めていくこととします。

(1) 地域における子育て支援を図る事業

▼保護者が安心して子育てができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

▼すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、情報提供・相談体制の充実や交流・ふれあいの機会の充実を図ります。

事業名		担当課	第二期における位置づけ
1	保育サポート事業の支援	福祉総務課 社会福祉協議会	
対象	内容		継続
0歳から小学6年生までの子どもがいる世帯	保育サポート講習会の修了者、保育士の資格を持つ人が、協会員「すくすく」の会を組織し、短時間の預りなどのサポートを行う活動を支援する。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
2	母と子のサロン事業	生涯学習課 (青少年センター、青少年育成村民会議)	
対象	内容		継続
0歳児とその母親	0歳という貴重な時期に、楽しく子育てができるよう母親を応援する。また、母親同士の仲間づくりの場も提供する。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
3	長堀すこやかハウス運営管理事業	子育て支援課	
対象	内容		継続
乳幼児とその保護者	地域子育て支援拠点の一つとして、在家庭の保護者と乳幼児のふれあいを推進し、親子が楽しく遊べる場を提供する。また、育児相談や育児情報の交換等を行う。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
4	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	
対象	内容		継続
乳幼児とその保護者	<p>公立保育施設において、子育て中の親子の交流を行う場所を設け、乳幼児の子育てに関する相談、親子で楽しめるレクリエーション等を実施する。育児講座や出前講座、機関紙の発行などで、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、子育てサークルの支援を行う。</p> <p>また、地域子育て支援拠点事業を行う民間保育施設への運営費補助を行う。</p>		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
5	一時預かり事業	子育て支援課	
対 象	内 容		継 続
乳幼児とその保護者	<p>公立保育施設において、保護者の傷病、冠婚葬祭等により一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れ解消等の私的な理由により、一時的に保育が必要となる場合に保育を行う。</p> <p>また、一時預かり事業を行う民間保育施設の運営費補助を行う。</p>		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
6	病児保育事業	子育て支援課	
対 象	内 容		事業を拡大し 継 続
保育が必要な乳幼児または児童とその保護者	<p>保育を必要とする乳幼児または児童が病気の際に、一時的な保育を行う東海村病児・病後児保育施設「るひなす」の運営補助を行う。</p>		
保育所・認定こども園に通う乳幼児とその保護者	<p>在園児が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所等で一時的に保育する事業の運営費補助を行う。</p>		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
7	延長保育事業	子育て支援課	
対 象	内 容		継 続
保育所・認定こども園に通う乳幼児とその保護者	<p>通常の利用時間以外の時間において、保育が必要な在園児童の保育を実施する。</p> <p>また、延長保育事業を行う民間保育施設の運営費補助を行う。</p>		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
8	一時預かり事業（預かり保育事業）	子育て支援課	
対 象	内 容		継 続
幼稚園・認定こども園に通う園児とその保護者	<p>公立幼稚園において、保護者の就労、傷病、冠婚葬祭、学校及び地域の会合への参加、保護者の育児疲れ解消等の理由により、教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児を預かる。</p> <p>また、一時預かり事業（預かり保育事業）を行う民間施設への運営費補助を行う。</p>		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
9	多生児等育児支援事業	子育て支援課	
対象	内容		継 続
0歳から3歳までの多生児とその保護者、母子・父子世帯の乳幼児とその保護者	3歳までの多生児または母子・父子世帯の乳幼児について、育児が困難な場合に支援者（子育てサポーター）が家庭に出向き、保護者に代わって育児を行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
10	認可外保育施設保育料補助事業	子育て支援課	
対象	内容		事業を拡大し 継 続
認可外保育施設に通う保育が必要な乳幼児とその保護者	届出された認可外保育施設を利用する、保育が必要な乳幼児の保育料の一部助成を行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
11	児童センター事業	子育て支援課 社会福祉協議会	
対象	内容		継 続
乳幼児とその保護者、小・中学生、高校生	乳幼児から小・中学生、高校生まで幅広い年齢の児童等が自由に遊べる環境づくりを行う。育児や子育てに関する保護者の不安や悩みに対する相談を行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
12	児童手当の支給	子育て支援課	
対象	内容		継 続
中学校卒業までの児童の保護者等	次代の社会を担う子ども一人ひとりの成長及び発達を応援する観点から、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に手当を支給する。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
13	読書推進事業	生涯学習課 (図書館)	
対象	内容		継 続
乳幼児とその保護者	乳児に絵本の読み聞かせを行うブックスタートや小学生のためのおはなし会、読書講演会、ボランティア養成講座などを行い、読書を通じて育児を支援する。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
14	親子ふれあい劇場の開催	生涯学習課 (青少年センター)	
対象	内容		継続
幼稚園・保育園・認定こども園に通う園児とその保護者	人形劇や芝居、演奏等を親子で観賞したり、歌を歌うなど、子どもたちの豊かな心の育成や親子の対話を促進する。		

(2) 母親と子どもの健康確保・増進を図る事業

▼子どもが健やかに生まれ、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子どもの成長における心身の健康を確保するための切れ目のない支援に取り組みます。

▼親子ともに健やかに育ち、安心して子育てができるよう医療費の助成を行います。

事業名		担当課	第二期における位置づけ
1	母子健康相談の実施	健康増進課	
対象	内容		継続
妊産婦、乳幼児とその保護者	妊婦、乳幼児とその保護者を対象とした子育て相談を行う。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
2	母親教室開催事業	健康増進課	
対象	内容		継続
妊婦とその家族	「ハローベビースクール（母親学級・両親学級）」を開催し、妊娠・出産・子育てに関する講義や実技指導、調理実習を行う。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
3	母子教室開催事業	健康増進課	
対象	内容		事業を拡大し 継続
乳幼児とその保護者	「赤ちゃん教室」を開催し、ベビーマッサージと予防接種の受け方の講話等を行う。 「歯ッピーバースデー教室」を開催し、幼児食・歯科に関する講話を行う。（平成29年度開始） 「おやこ教室」を開催し、言葉や発達を促す関わり方についての小集団指導、手作りおやつを通して食育指導を行う。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
4	乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	
対象	内容		継続
生後4か月までの乳児とその保護者	生後4か月までの乳幼児とその保護者を対象とし、助産師や保健師による訪問指導を行う。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
5	養育支援訪問事業	健康増進課	
対象	内容		継続
妊産婦、乳幼児とその保護者	子育てアドバイザーを派遣し、乳幼児期の子育て不安の解消や虐待の早期発見に努める。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
6	医療福祉費支給事業	住民課	
対象	内容		事業を拡大し継続
妊産婦、0歳から高校卒業までの児童	医療福祉費の支給を「東海村医療福祉費支給に関する条例」に基づき、村独自に拡大して支給する。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
7	とうかい版ネウボラ推進事業	健康増進課	
対象	内容		新規
妊産婦、乳幼児とその保護者	子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーター、マイ保健師等を配置し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行う。(平成29年度開始)		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
8	BPプログラム(親子の絆づくりプログラム)	子育て支援課 健康増進課	
対象	内容		新規
乳児とその保護者	初めての子育てをする母親と乳児が子育ての基礎知識を学びながら、交流を図る場を提供する。(平成30年度開始)		

(3) 子どもの心身の成長に資する教育環境の充実を図る事業

- ▼家庭は子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、子どもの育ちに合った子育てに関する知識や技術を保護者が得るための機会の提供に努め、家庭教育力の向上を図ります。
- ▼学校等においては、基礎・基本の確実な定着による学力の向上と、個性を伸ばす学校教育の充実を図るとともに、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努めます。
- ▼子どもたちが心身ともに地域で健やかに成長できるよう、家庭や地域、関係機関からの協力を得ながら、地域における子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

事業名		担当課	第二期における位置づけ
1	幼稚園家庭教育学級の開催	生涯学習課 (青少年センター)	
対 象		内 容	継 続
村立幼稚園・認定こども園に通う園児の保護者		家庭教育が青少年健全育成の基本の一つであるとの考えに立ち、保護者自身が家庭教育の重要性について認識を深めるための啓発学習機会、交流の場の提供を図る。	
事業名		担当課	第二期における位置づけ
2	交通安全・防犯教育の推進	環境政策課	
対 象		内 容	継 続
中学生以下の児童		保育所・幼稚園、小・中学校、学童クラブ、子育て支援センター等での交通安全・防犯教室を開催する。	
事業名		担当課	第二期における位置づけ
3	スクールカウンセラー配置事業	指導室	
対 象		内 容	継 続
小・中学校の児童・生徒とその保護者		学校生活や家庭生活上の様々な不安などをもつ児童生徒や、子育て不安をもつ保護者へのカウンセリングを行う。	

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
4	社会人講師活用事業	指導室	
対象	内容		継 続
幼稚園、小・中学校の 児童	課外活動における講師として地域の人材を活用し、教育活動の多様化及び教育の質の向上を図る。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
5	東海村奨学金運営事業	学校教育課	
対象	内容		継 続
村内に1年以上住所を 有する村民の子ども (収入・成績基準あり)	向学心旺盛でありながら、経済的な理由により修学が困難と認められる者に対し、入学準備金や修学資金を貸与し、有為な人材の育成を図る。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
6	青少年カウンセラー	生涯学習課 (青少年センター)	
対象	内容		継 続
村内の青少年及びその 保護者	臨床心理士等専門家による面接相談窓口を開設。訪問相談も行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
7	青少年相談員電話相談事業	生涯学習課 (青少年センター)	
対象	内容		継 続
村内の青少年	青少年相談員の電話相談員による電話相談の実施。		

(4) 支援を必要とする子どもと家庭への細やかな対応を図る事業

- ▼子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもへの保育や福祉サービスなどの支援の充実に努めます。
- ▼すべての子どもの最善の利益を考え、ひとり親家庭や経済的に困窮する世帯等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開や子育て、生活、就職への支援などの総合的な対策を推進します。
- ▼子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を保障するため、要保護児童対策地域協議会の活用により関係機関のネットワーク強化を図り、児童虐待に関する相談の充実、虐待の予防・早期発見に努めます。

事業名		担当課	第二期における位置づけ
1	障がい児保育の支援	子育て支援課	
対象	内容		継続
就学前の乳幼児	集団保育が可能な乳幼児で、障がい等により特別な支援が必要な乳幼児に対し、公立教育・保育施設において、保育士等を加配することにより、その他の乳幼児と相互の健全な育成を促進する。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
2	心身障害者（児）福祉手当の支給	障がい福祉課	
対象	内容		継続
在宅の重度心身障がい者、在宅の心身障がい児の保護者	対象者に手当を支給することにより、経済的負担の軽減と自立を促進する。		

事業名		担当課	第二期における位置づけ
3	日中一時支援事業	障がい福祉課	
対象	内容		継続
身体・療育・精神の手帳の交付を受けている者、特別支援学校及び特別支援学級に通学する希望者	在宅の障がい児（者）を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障がい児等の日中における活動の場の確保、家族の就労支援及び介護負担の軽減を図る。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
4	障がい者等居場所づくり事業	障がい福祉課	
対 象	内 容		新 規
就学前からおおむね 10歳くらいまでの 療育が必要な児童	音楽療法士によるリトミック等の音楽活動を通して、障がいのある子どものコミュニケーション能力や社会性を養う。 (平成29年度開始)		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
5	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	子育て支援課	
対 象	内 容		継 続
児童とその保護者	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
6	児童扶養手当の支給	子育て支援課	
対 象	内 容		継 続
18歳までの児童を 養育している者 (所得制限有り)	父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない子どもを養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進を目的として支給する。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
7	遺児福祉手当の支給	子育て支援課	
対 象	内 容		継 続
中学校卒業までの 該当児童の保護者	父、母または両親が死亡した児童を養育する保護者等に支給する。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
8	母子・父子家庭及び寡婦支援	子育て支援課	
対象	内容		継 続
母子・父子世帯 及び寡婦	母子・父子世帯を対象とし、就学資金等の貸付けへの支援や就労に向けた自立を支援する。また、母子寡婦の団体への支援を行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
9	母子・父子家庭家賃助成事業	子育て支援課	
対象	内容		継 続
村内に6か月以上住所を有する母子・父子世帯（所得制限あり）	住宅を借り受けている児童扶養手当受給者等に対し、家賃を一部助成し、生活の安定と自立の推進を図る。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
10	保育所・認定こども園保育料の減免	子育て支援課	
対象	内容		継 続
母子・父子世帯及び障がい者がいる世帯（所得制限あり）	母子・父子世帯及び障がい者がいる世帯において、保育料を半額、もしくは全額を減免する。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
11	保育所・認定こども園保育料の軽減	子育て支援課	
対象	内容		継 続
認可保育所・認定こども園に通う乳幼児の保護者	保育料について、国が示す利用者負担額や周辺自治体のものと比較して低廉化を実施する。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
12	要保護児童対策地域協議会の運営	子育て支援課	
対象	内容		継 続
支援が必要な児童とその保護者	要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議の開催により、関係機関との連携強化を図るほか、個別ケース検討会議等を開催するなど、関係機関と連携し、児童の安全確保に努める。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
13	児童虐待防止対策事業	子育て支援課	
対 象	内 容		継 続
18歳までの児童とその保護者等	家庭や学校等において、子どもが健やかに安心して育つことができるよう、保護者や関係機関等への相談助言を行う家庭児童相談を実施するほか、子育て支援や児童虐待防止に関する啓発活動を行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
14	子どもの貧困対策のための学習支援活動事業	福祉総務課 社会福祉協議会	
対 象	内 容		新 規
小・中学生，高校生	個々の学習意欲や能力に合わせて、授業の復習や宿題や受験対策等の学習支援，コミュニケーションなどの生活技能訓練，スポーツや遊びを通じたレクリエーションなどの支援を行う。		

事業名		担当課	第二期における 位置づけ
15	就学援助事業	学校教育課	
対 象	内 容		継 続
小・中学生の保護者 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者	給食費，学用品費，行事参加費などの就学に必要な費用の一部を援助する。 また，特別支援学級に在籍している児童生徒の世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助する。		

第6章 計画の推進

1 計画の周知・広報

本村が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

そのため、本計画が村民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、村の公式ホームページ、Twitter、Facebook、広報紙等を通じて速やかな周知を図ります。

2 教育・保育環境の充実に向けた施策の推進

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

これまで本村では、社会を築く礎である子どもたちの育ちと子育ての一端を担う保育所・幼稚園の連携促進に努めてきました。平成27年1月に開設した「とうかい村松宿こども園」（幼保連携型認定こども園）は、従来の保育所と幼稚園の機能・設備等を併せ持つもので、小学校就学前の保育・教育や、家庭の子育て支援の一体的・総合的な提供により、地域の子どもが健やかに育成される環境づくりを推進する新たな拠点となっています。今後も、「とうかい村松宿こども園」の拠点機能を十分に発揮させながら、子どもたちの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進していくため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者の相互の連携や、保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校等の連携を促進します。

また、村では、平成30年4月に村立保育所、幼稚園、認定こども園の今後のあり方と再編整備の方向性を示した『村立保育所、幼稚園等に関する再編整備基本計画』を策定しましたが、その後、小規模保育施設の整備、公立保育所の臨時的整備など待機児童の早期解消に向けた緊急対策や「幼児教育・保育の無償化」に代表されるように、子育て支援を取り巻く状況は再編整備の方向性との間に大きな乖離が生じています。そのため、現行の整備方針を見直した上で、改めて村立保育所、幼稚園等の果たすべき役割と幼児教育に適した環境を明確化し、適正規模の施設配置と効果的な施設活用を考えて行く必要があります。

(2) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援

保護者が保育施設への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらうことや切り上げたりすることがないように、産前・産後休暇や育児休業の満了時に円滑に保育施設を利用できるように、今後も引き続き、子育て支援課窓口や地域子育て支援センター等において保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

また育児休業明けの保護者の子どもが、保育施設を速やか利用できるよう、優先度の引上げなど支援の充実を実施していきます。

3 計画の進行管理

(1) 連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、すべての村民が子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

そのため、本村では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての村民を巻き込み、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

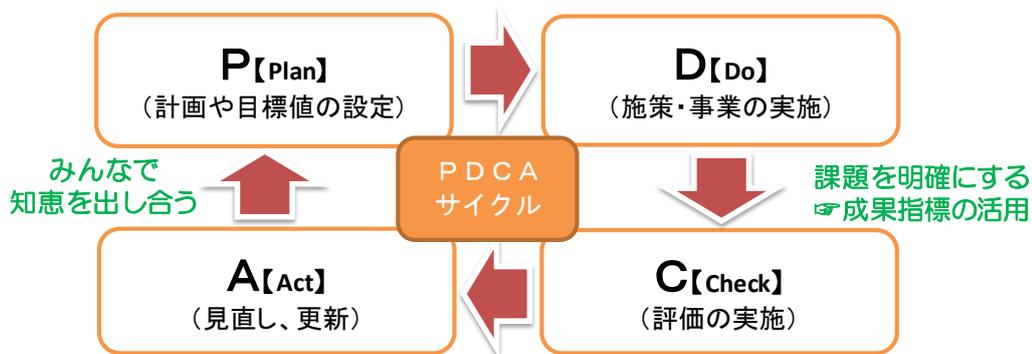
(2) 実績把握・評価・見直し

計画期間中は、「東海村子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、村民や各種団体・関係機関などと連携して、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

■ 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

1 計画策定の経過

年月日	内 容
平成30年度	
平成30年5月24日	(国)市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について(事務連絡)
平成30年6月20日	平成30年度第1回東海村子ども・子育て会議開催 【議事】 ・幼児期の教育・保育の確保に関する状況について ・地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・第二期東海村子ども・子育て支援事業計画策定に係る利用希望把握調査について ・保育の確保策(保育士確保施策)について
平成30年8月24日	(国)第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について(事務連絡)
平成31年1月17日 ～1月31日	「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査実施
平成31年3月28日	平成30年度第2回東海村子ども・子育て会議開催 【議事】 ・保育所等入所待機児童及び入所待ち児童数状況について ・子育て支援に係る平成31年度東海村新規事業について ・東海村子育て支援に関するアンケート調査結果について ・平成31年度東海村子ども・子育て会議スケジュール(案)について
平成31年度・令和元年度	
平成31年4月23日	(国)第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)について(事務連絡)
令和元年8月26日	村長より東海村子ども・子育て会議へ、「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」の策定について諮問
令和元年8月26日	令和元年度第1回東海村子ども・子育て会議開催 【議事】 ・幼児期の教育・保育の確保に関する状況について ・地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・小規模保育施設整備事業者の公募結果の報告について ・幼児期の教育・保育の確保方策について ・幼児教育・保育の無償化について

平成31年度・令和元年度	
令和元年10月16日	令和元年度第2回東海村子ども・子育て会議開催 【議事】 ・教育・保育提供区域及び児童数の見込みについて ・教育・保育の量の見込みと確保策について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について ・小規模保育事業認可に係る意見聴取について
令和元年11月21日	令和元年度第3回東海村子ども・子育て会議開催 【議事】 ・教育・保育の量の見込みと確保策について（3号認定） ・第二期東海村子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年12月18日	政策会議
令和2年1月15日 ～2月14日	村民意見等の募集（パブリックコメント）実施
令和2年3月10日	令和元年度第4回東海村子ども・子育て会議開催 【議事】 ・3号認定【1・2歳児】の量の確保方策について ・第二期東海村子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和2年3月10日	「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画（案）」について，東海村子ども・子育て会議より答申
令和2年3月19日	庁議

2 東海村子ども・子育て会議条例

平成26年3月28日

条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づく合議制の機関として、東海村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置認可に係る事項を調査審議すること。
- (3) その他子ども・子育て支援及び児童福祉に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集するものとする。

(東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東海村条例第42号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成26年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 東海村子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づく合議制の機関として、同法第35条第6項の規定による保育所の設置認可に係る事項を調査審議することができる。

附 則 (平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 東海村子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	子どもの保護者	山路 斉	子どもの保護者	H31.3.29 まで飯田真 実子委員
2	子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	佐藤 彰	社会福祉法人こばと会 チューリップ保育園	
3		諏訪 健一郎	社会福祉法人諏訪学園 みぎわ保育園	
4		郡司 恵里子	社会福祉法人淑徳会 おおぞら保育園	
5		秋葉 美智代	社会福祉法人孝友会 サンフラワーこどもの森保育園	
6		戸祭 久則	テルウェル東日本株式会社 (東海村学童クラブ指定管理 者)	
7		子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者 教育関係機関	小林 祐子	社会福祉法人愛信会 さちのみ認定子ども園
8	鹿志村 茂		社会福祉法人 オークス・ウェルフェア おーくす船場こども園	
9	諏訪 泰子		学校法人諏訪学園 みぎわ幼稚園	
10	地域において子ども の育成及び子育ての 支援活動に携わる者	鈴木 香代	民生委員・児童委員	
11		近藤 壽子	母子保健推進員	
12		境 洋子	村母子寡婦福祉会	副会長
13		中川 輝夫	子ども会育成連合会	
14	学識経験者	神永 直美	茨城大学 教育学部教授	会長

4 諮問書



東子諮問第2号
令和元年8月26日

東海村子ども・子育て会議 殿

東海村長 山田



第二期東海村子ども・子育て支援事業計画策定について（諮問）

東海村子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、下記のことについて、
貴会議の意見を求めます。

記

第二期東海村子ども・子育て支援事業計画の策定

5 答申書

東子答申第1号
令和2年3月10日

東海村長 山田 修 様

東海村子ども・子育て会議
会長 神永 直美

東海村子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年8月26日付け東子諮問第2号で諮問のあったことについて、別添「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」のとおり答申します。

第二期東海村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 東海村

編集 東海村福祉部 子育て支援課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711 (代表)

